

2026

法科大学院学生便覧

九州大学大学院法務学府
(九州大学法科大学院)

九州大学教育憲章

第1条（趣旨）

九州大学は、日本国民のみならず、世界中の人々からも支持される高等教育を一層推進するために、この教育憲章を定めることとする。

第2条（教育の目的）

九州大学の教育は、日本の様々な分野において指導的な役割を果たし、アジアをはじめ広く全世界で活躍する人材を輩出し、日本及び世界の発展に貢献することを目的とする。

第3条（人間性の原則）

九州大学の教育は、秀でた人間性を有する人材を育成し、上記の目的を達成するために、次のことを指向することとする。

- (a) 人間の尊厳を守り、生命を尊重すること。
- (b) 人格、才能並びに精神的及び肉体的な能力を発達させること。
- (c) 真理と正義を愛し、個性豊かな文化の創造をめざすこと。
- (d) 自然環境を守り、次世代に譲り渡すこと。

第4条（社会性の原則）

九州大学の教育は、秀でた社会性を有する人材を育成し、上記の目的を達成するために、次のことを指向することとする。

- (a) 自由な社会に積極的に参加し、勤労を尊び、責任ある生活を送ること。
- (b) 基本的人権を尊重すること。
- (c) 両性の平等を尊重すること。
- (d) 必要な政治的教養を含む市民的公共性を育成すること。

第5条（国際性の原則）

九州大学の教育は、秀でた国際性を有する人材を育成し、上記の目的を達成するために、次のことを指向することとする。

- (a) アジアをはじめ全世界の人々の文化的、社会的、経済的発展に寄与すること。
- (b) 種族的、国民的及び宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること。
- (c) 世界の平和に貢献し、将来の世代を戦争の惨害から守ること。
- (d) 国際連合憲章の謳う原則を尊重すること。

第6条（専門性の原則）

九州大学の教育は、秀でた専門性を有する人材を育成し、上記の目的を達成するために、次のことを指向することとする。

- (a) 人間性の原則、社会性の原則及び国際性の原則並びに実際の生活に即して、専門性を深化、発展させること。
- (b) 科学技術の発達と学術文化の振興を融合させること。
- (c) 独創性、創造性を重視すること。
- (d) 専門家としての職業倫理を育成すること。
- (e) 学問の自由及び専門家の自律性を尊重すること。

第7条（一体性の原則及び職責の遂行等）

1. 九州大学は、全学一体となって、上記の教育目的及び原則の達成に取り組むこととする。九州大学の教職員及び学生は自己の使命を自覚し、その職責等の遂行に努めなければならない。
2. 前項の職責を遂行するために、教育研究組織の自治及び構成員の身分は尊重されなければならない。

目 次

1. 九州大学法科大学院へようこそ	1
2. 九州大学法科大学院について	3
3. 科目一覧 (2026年度)	8
4. 修了要件と履修方法	10
5. 修学上の諸手続	19
6. 学生生活	22
7. 関係規則等	
1. 九州大学大学院通則	25
2. 九州大学学位規則	46
3. 九州大学法科大学院規則	54
4. 法科大学院図書規則	65
5. 九州大学法科大学院平面図	68
6. 文科系学部講義室・演習室及び法学部平面図	69
7. 2026年度九州大学法科大学院学年暦	72
8. 2026年度九州大学法科大学院授業日程	73

1. 九州大学法科大学院へようこそ

—九州大学法科大学院の理念と教育目標—

九州大学法科大学院長

上田 竹志

九州大学法科大学院に皆さんをお迎えすることができ、大変嬉しく思います。教職員を代表し、心より歓迎の意を表します。皆さんがこれから2年ないし3年の間、有意義で実りのある学生生活を送り、修了した後は、九州大学法科大学院の理念を体現する法律家として大いに活躍されることを、心から願ってやみません。

九州大学法科大学院は、2004年に法科大学院制度の発足とともに設立され、九州の法科大学院を代表する基幹校としての役割を担ってきました。九州大学法科大学院は、司法制度改革の理念を実現するため、高度化・複雑化・グローバル化した21世紀の中で求められる新たな法律実務家像を追求しつつ、人間に対する温かい眼差しを持った、「社会生活上の医師」としての法曹を養成することを教育理念としています。

九州大学法科大学院は、この理念を実現するため、少人数による双方向的・多方向的教育方法により、多段階的・発展的で多様な教育プログラムを提供しています。とりわけ、以下の4点を特徴として挙げることができます。

① 自学自修を支援する環境です。将来自立した法律家として活躍するためには、高度に専門的な知識と技能のみならず、自らの力で新たな問題に対処する能力を身につけなければなりません。そのためには、受動的に教育を受けるのではなく、積極的な自学自修の姿勢が重要です。九州大学法科大学院は、皆さんの自学自修を支援するため、行き届いた学修環境を整えています。たとえば年間365日利用可能な学修室、個人用ロッカー、専用図書室、インターネットによる学修支援システム、専任教員によるチューター制度、修了生のための法務研究員制度などです。

② 個性を重視した教育プログラムです。九州大学法科大学院では、公平性、多様性、開放性の理念を重視して、多様なバックグラウンドを持った入学生を受け入れ、社会の様々な分野で活躍する法律家の養成をめざしています。皆さんには、切磋琢磨しつつ、自らの個性を大いに伸ばすことが求められています。そのような要請に応えるため、九州大学法科大学院では、基本的な法律科目や実務科目だけでなく、多様な授業科目を提供し、将来において多方面で活躍するための能力を身につけることができるよう配慮しています。

③ 実践的で多様な実務教育です。九州大学法科大学院は、理論と実務の架橋という法科大学院制度の理念に基づき、経験豊かな実務家教員を中心に、複眼的な思考が可能な実務家としての能力の涵養をめざして、法曹倫理・民事裁判実務・刑事訴訟実務・模擬裁判などのほか、要件事実論、ロイヤリング・法交渉、エクスターンシップ、リーガル・クリニックなど、豊富な実務系科目を提供しています。

④ 法曹界や他の法科大学院との緊密な連携です。九州大学法科大学院では、これまでも、法曹三者の協力を得て、優れた裁判官・検察官・弁護士が熱心に教育に当たってきたほか、法

科大学院に併設されているリーガル・クリニック・センターにおいて実践的な教育を提供してきました。さらに、2017年9月に大学院施設が、九州地区の司法機関が集積する六本松地区に移転して以来、法曹界との連携を拡充してきました。また、他の法科大学院との間でも様々な形で緊密に連携しています。

九州大学法科大学院では、これらの特徴を反映させた体系的なカリキュラムを用意し、また、皆さんの期待に応えられるよう、常に改善を試みています。

法科大学院制度は、これまでに法曹コースの設置や在学中の司法試験受験の導入などがあり、2026年度からは、司法試験がCBT方式で実施されるなど、大きな改革の時期の只中にあります。九州大学法科大学院はこれらの変革に対応し、また社会の要請に応え続けていくため、今後も更なる高みを目指して、進化してまいります。

そして2027年4月、九州大学法科大学院は、これまで慣れ親しんだ六本松の地から、伊都地区キャンパスへと場所を移し、新たな一步を踏み出します。これまで六本松で培った、高度な実務家教育の実績を維持しつつ、法学研究院・法学部等との近接化も活かして、より学生一人ひとりのニーズに応じた、細やかな教育を実現することを目指します。

われわれ九州大学法科大学院の教職員一同は、皆さんの夢の実現を全力で支援いたします。

2026（令和8）年4月1日

2. 九州大学法科大学院について

(1) 法科大学院制度の使命—『司法制度改革審議会意見書』と法科大学院制度

法科大学院は、2001（平成13）年6月12日に公表された司法制度改革審議会の意見書『21世紀の日本を支える司法制度』の提言を受けて設立された制度であり、司法制度改革の一環として、この国の法曹養成制度を抜本的に変革することを目的としたものです。

それは、21世紀のわが国社会における司法の役割の増大に応じて、その担い手である法曹（弁護士、検察官、裁判官）の果たすべき役割も、より多様で広くかつ重いものにならざるをえないという認識の下で、司法部門が政治部門とともに「公共性の空間」を支え、法の支配が貫徹された潤いのある自己責任社会を築いていくには、司法の運営に直接携わるプロフェッションとしての法曹の役割が格段と大きくなることは必定であり、質量ともに豊かな「国民の社会生活上の医師」としての法曹を産み出すことが不可欠であるという認識に由来しています。

そのような法曹の養成制度としては、従来の司法試験という「点」による選抜ではなく、法学教育、司法試験および司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備することとし、その中核として、法曹養成に特化した「法科大学院」を設けることとされたのです。

そこでは、21世紀の司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められるという指摘と提言が行われていました。

『意見書』では、法科大学院での法曹養成教育のあり方は、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、公平性、開放性および多様性を旨としつつ、以下の3つの基本的理念を統合的に実現するものでなければならないとされています。

- ① 「法の支配」の直接の担い手であり、「国民の社会生活上の医師」としての役割を期待される法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得と、かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図ること。
- ② 専門的な法知識を確実に習得させるとともに、それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは、事実即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成すること。
- ③ 先端的な法領域について基本的な理解を得させ、また、社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会のあり方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供しうるものとする。

(2) 九州大学法科大学院の使命と目標

九州大学法科大学院では、上述した『意見書』の理念と提案を起点とし、教育課程を通じて、次のような3つの理念を具体化し実現することを使命としています。

- ① 法律実務家の養成が大学の社会的責務であることを認識し、国家プロジェクトとしての「司法改革」の中核に位置する「司法の人的基盤の拡充」に貢献できる法律実務家（弁護士、検察官、

裁判官)を養成すること。

- ② グローバル化した21世紀の世界の中で、人々と社会が求める「新しい法律実務家像」を不断に追求するとともに、「プロセスを通じた法曹養成」を重視した養成課程を創設し充実させること。
- ③ 「個人の尊厳」と「法的救済システム」の確保を機軸とする「社会の法化」に寄与し、九州全域、日本全体および世界を視野に入れ、「社会生活上の医師」として「人間に対する温かい眼差しをもった法曹」を輩出すること。

このような使命を実現するために、九州大学法科大学院は、次のような目標を掲げており、教職員一丸となって、質量ともに豊かな法曹の養成に邁進したいと考えています。

1) 入学者選抜

公平性・開放性・多様性の理念を最大限に生かすために、様々なバックグラウンドと高いモチベーションをもつ多様な学生の受け入れを目指すこと。

2) 教育の基本方針

「九州大学法科大学院の使命」を具体化するために、「人間に対する温かい眼差し」を堅持しつつ、単に裁判官の視点だけではなく当事者等の視点からも複眼的に法的思考を行うことができ、裁判所の内外で「社会生活上の医師」として、かけがえのない人生を生きる人々のために働ける法曹の養成を目指すこと。

3) 教育のあり方

双方向型・多方向型の教育手法を用い、少人数教育を重視した多様な科目を配置し、きめ細かな教育の実践を目指すこと。

4) 授業科目の多様性

法理論と法実務に関する多様な科目を開講することは言うまでもなく、法曹としての人間性と基礎体力を養えるように、政治学・医学・心理学・社会学等に関する多彩な授業内容を提供すること。

5) 教育連携

福岡県弁護士会、福岡県内の法科大学院、筑波大学・千葉大学・金沢大学の各法科大学院等と相互連携を行い、全九州地域における法曹養成に責任をもつとともに、多彩な授業科目を提供すること。

6) 経済的支援

法科大学院における公平性・開放性・多様性の理念を財政的に支え、社会の隅々まで「社会生活上の医師」を派遣できるように、奨学金や、入学金・授業料の免除による経済的な支援プログラムを確立することを目指すこと。

(3) ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシー

本法科大学院では、人間に対する温かい眼差しをもった、社会正義を実現できる法律実務家の養成を目指します。すなわち、高度化・複雑化・グローバル化の進む現代社会において、紛争当事者の視点に立った「社会生活上の医師」として、自律した総合的判断を行うことができる法律実務家の養成です。

このような考えから、下記の「学修目標」の達成を、本法科大学院の専門職学位課程に3年（法学既修者にあつては2年）以上在学し、かつ、所定の必修科目を含む96単位（法学既修者にあつては64単位）以上を修得したことにより確認し、修了の認定を行った上で、「法務博士」の学位を授与します。

学修目標

A 主体的な学び・協働

A-1 文章表現力、口頭表現力、及び討議力（コミュニケーション能力）をもって広く世界と交流し、効果的に調査、論証に取り組むことができる。

B 知識・理解

B-1 法律基本科目の基礎的知識（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）について理解している。

B-2 法律実務基本科目の基礎知識（民事訴訟法実務、刑事訴訟法実務）について理解している。

B-3 基礎法学・隣接法学科目の知識について理解することで、法の理解の基盤を強化し、あるいは法知識のすそ野を広げている。

B-4 展開・先端科目の知識について理解している。

B-5 法律実務の展開的・発展的知識について理解している。

C-1 適用・分析（知識・理解の応用）

C-1-1 法律基本科目の知識を体系的に理解し、法律実務に応用することができる。

C-1-2 複眼的視座をもって、法的分析に取り組み、法律実務について考察することができる。

C-2 評価・創造（新しい知見の創出）

C-2-1 法律基本科目、法律実務基本科目、基礎法学・隣接法学科目、展開・選択科目の知識を体系的に理解し、総合して創造的な問題発見・解決を行うことができる。

D 実践（知識・理解の実践的場面での活用）

D-1 学際的な分析視覚や人間社会に対する洞察能力と、法律実務家として必要な倫理感覚をもって法律実務に貢献することができる。

カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーを達成するために、カリキュラムマップの通り、教育課程を編成する。

1年次に配当される法律基本科目（基礎憲法Ⅰ・Ⅱ、基礎民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、家族法、基礎行政法、基礎刑法Ⅰ・Ⅱ、基礎民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、基礎刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、基礎商法Ⅰ・Ⅱ）を通じて、法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識（以下「専門的な法律知識その他の学識」をいう。以下において同じ。）を涵養する（カリキュラムマップA-1〈以下、同じ〉）。授業は、講義形式を中心としつつ双方向形式を取り入れて行われる。これらの科目では、小テストや中間試験での評価に加え、論述問題や記述式問題の定期試験を用いるほか、その科目の特性に応じ、シラバスに記載した方法で上記の能力が評価される。

また、2年次に配当される法律基本科目の応用科目（応用憲法Ⅰ・Ⅱ、応用行政法Ⅰ・Ⅱ、応用民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、応用刑法Ⅰ・Ⅱ、応用商法Ⅰ・Ⅱ、応用民事訴訟法、応用刑事訴訟法）などを通じて、法律基本科目の専門的学識の应用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。以下において同じ。）を涵養する（A-2）。授業は、双方向又は多方向で行われ、事例問題のレポートや中間試験を実施するとともに、事例問題を中心とした論述問題の定期試験を用いるほか、その科目の特性に応じ、シラバスに記載した方法で、上記の諸能力が評価される。

その上で、3年次配当の総合演習科目（公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習）を通じて、法律基本科目の専門的学識の応用能力を涵養するとともに（A-3）、2年次・3年次に配当される法律実務必修科目（民事裁判実務、刑事訴訟実務、実務総合演習Ⅰ・Ⅱ、要件事実論、法曹倫理）を通じて、①法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力、②法律に関する実務の基礎的素養のほか、③専門的学識及びその応用能力の基盤の上に涵養すべき将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養（以下①②③をあわせて「実務に必要な学識等」という。）の修得をはかる（A-4）。これらの授業科目では、事例問題を中心とした論述問題の定期試験を用いるほか、その科目の特性に応じ、シラバスに記載した方法で、上記の諸能力が評価される。

さらに、1・2・3年次配当の基礎法学・隣接科目（現代法哲学、法社会学、歴史と法、外国法、紛争解決の心理学、法と政治、行政学）や2年次配当の同科目（外国文献講読Ⅰ独、外国文献講読Ⅱ英）を通じて、基礎法学領域や隣接法学領域の知識を修得し、法の理解の基盤を強化し、または法知識の裾野を拡大する（A-5）。基礎法学・隣接科目では、その科目の特性に応じ、シラバスに記載した方法で成績評価を行う。

また、2年（または3年）次配当の司法試験選択科目の8科目に関する展開・先端科目Ⅰ群（労働と法、労働紛争処理、労働法実務、倒産法、倒産法実務、国際法、国際私法Ⅰ・Ⅱ、税財政と法、知的財産と法、知的財産紛争処理、環境法、経済法、単位互換科目（4LS連携科目））を通じて、法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力を涵養するとともに（A-6）、展開・先端科目Ⅱ群（民事執行法・民事保全法、刑事処遇論、少年法、社会保障法、インターネットと法、ジェンダーと法、契約実務、国際弁護士実務、紛争管理と調停技法Ⅰ・Ⅱ、単位互換科目（福岡県内4大学連携科目））を通じて、先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の知識や実務を修得する（A-7）。

各科目における教育方法の選択につき、その科目の特性に応じ、メディア授業を実施することが例外的にある。その際、オンライン型メディア授業については、対面と同等の同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、面接授業に相当する教育効果が担保されるように留意し、オンデマンド型メディア授業については、毎回授業における受講生の理解度の確認、論述能力の涵養のための課題設定や添削、担当教員と受講生の相互の質疑や意見交換の機会の確保など、対面授業に相当する教育効果が担保されるように留意する。また、対面授業の一部の授業時数についてオンライン型またはオンデマンド型の授業を行う場合は、総授業時数の半分以上について対面での授業を実施する。

評価については、シラバスに記載した方法で成績評価を行う。特に司法試験選択科目8科目については、学生の論述能力を評価するため、原則として事例問題を用いた授業や定期試験を用いた評価方法がとられる。なお、一部の科目については、単位互換協定により他の法科大学院から一部の授業科目の提供を受けるが、これらの科目の実施方法および評価は、科目提供大学に委ねられる。

さらに、法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野について、実務に必要な学識等を修得するために（B-1）、エクスターンシップⅠ・Ⅱや模擬裁判、リーガル・クリニック、ロイヤリング・法交渉、実務総合演習Ⅰ・Ⅱなどの法律実務基礎科目群等を配置する。これらの授業科目では、その科目の特性に応じ、シラバスに記載した方法で上記の諸能力が評価される。

また、法的問題を主体的に発見し、その解決に必要となる調査や論証、コミュニケーション等を行う技能を涵養するために（A－1）、法情報調査に関する導入教育を行うほか、法律基本科目を中心とする基幹科目で双方向型の少人数教育を実施している。

そして、法律実務家として必須の、人間社会に対する洞察能力や倫理感覚を涵養し、法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する必須の基礎的な実務能力を修得するために（D－1）、必修科目たる法曹倫理を配置するほか、実務家教員が担当する上記各科目において、法曹倫理に関する実践的な指導を行う。法曹倫理の科目の特性に応じ、シラバスに記載した方法で成績評価を行う。

※4LS連携科目：金沢大学大学院法学研究科法務専攻、九州大学大学院法務学府実務法学専攻、千葉大学大学院専門法務研究科および筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻間連携に関する単位互換協定に基づく単位互換科目

※福岡県内4大学連携科目：福岡県内4法科大学院及び福岡県弁護士会との間の教育連携に関する協定に基づく単位互換科目

3. 科目一覧 (2026年度)

科目名 括弧内はクラス数	担当 ／はクラス担当者 ・ は講義分担者	配当 年次	必修・ 選択必修	開講 時期		単 位 数	備 考
				前 期	後 期		
【基礎科目】							
基礎憲法Ⅰ	高橋	1	必修	○		2	
基礎憲法Ⅱ	南野	1	必修		○	2	
基礎行政法	田中	1	必修		○	2	
基礎民法Ⅰ	田畑嘉洋 (熊本県立大学准教授)	1	必修	○		2	
基礎民法Ⅱ	香山	1	必修	○		2	
基礎民法Ⅲ	小池	1	必修		○	2	
基礎民法Ⅳ	高岡	1	必修	○		2	
家族法	小池	1	必修		○	2	
基礎商法Ⅰ	荒	1	必修		○	2	
基礎商法Ⅱ	荒	1	必修		○	2	
基礎民事訴訟法Ⅰ	堀野	1	必修	○		2	
基礎民事訴訟法Ⅱ	堀野	1	必修		○	2	
基礎刑法Ⅰ	井上	1	必修	○		2	
基礎刑法Ⅱ	野澤	1	必修		○	2	
基礎刑事訴訟法Ⅰ	豊崎	1	必修	○		2	
基礎刑事訴訟法Ⅱ	豊崎	1	必修		○	2	
【応用科目】							
応用憲法Ⅰ	奈須祐治 (西南学院大学教授)	2	必修	○		2	
応用憲法Ⅱ	奈須祐治 (西南学院大学教授)	2	必修		○	2	
応用行政法Ⅰ	大脇	2	必修	○		2	
応用行政法Ⅱ	鈴木	2	必修		○	2	
応用民法Ⅰ	小池	2	必修	○		2	
応用民法Ⅱ	香山	2	必修		○	2	
応用民法Ⅲ	高岡	2	必修	○		2	
応用商法Ⅰ	笠原	2	必修	○		2	
応用商法Ⅱ	笠原	2	必修		○	2	
応用民事訴訟法	上田	2	必修	○		2	
応用刑法Ⅰ	土井	2	必修	○		2	
応用刑法Ⅱ	土井	2	必修		○	2	
応用刑事訴訟法	田淵	2	必修	○		2	
公法総合演習	南野・高橋・新井誠 (広島大学教授)・ 田中・鈴木・大脇	3	必修	○		2	
民法法総合演習	香山・小池・高岡・笠原・堀野	3	必修	○		2	
刑事法総合演習	野澤・田淵	3	必修	○		2	
法律実務基礎科目群							
民事裁判実務 (×2)	住田 (派遣裁判官)	2	必修		○	2	
刑事訴訟実務 (×2)	中山 (派遣裁判官)・ 白坂 (派遣検察官)	2	必修		○	2	
法曹倫理	安武・住田 (派遣裁判官)・ 白坂 (派遣検察官)	3	必修	○		2	
模擬裁判 (民事×1 / 刑事×1)	染谷・堀野・住田 (派遣裁判官) / 安武・白坂 (派遣検察官)	3	必修	○		2	
実務総合演習Ⅰ (×2)	安武・染谷・白坂 (派遣検察官)	3	必修	○		1	
実務総合演習Ⅱ (×2)	安武・染谷・白坂 (派遣検察官)	3	必修		○	1	
要件事実論	染谷	2	選択必修	○		2	
ロイヤリング・法交渉	宇加治恭子 (弁護士)	2・3	選択必修		○	2	
リーガル・クリニック	松井	2・3	選択必修		集中	2	
エクスターンシップⅠ	松井	2	選択必修		集中	1	
エクスターンシップⅡ	松井	2	選択必修		集中	1	

科目名	担当 ／はクラス担当者 ・ は講義分担者	配当 年次	隔年 科目 (棒線は非 開講年度)	開講 時期		単 位 数	備 考	
				前 期	後 期			
基礎法学・隣接科目群	歴史と法	五十君	1・2・3	○		○	2	
	紛争解決の心理学	—	1・2・3	—			2	
	外国法	—	1・2・3	—			2	
	法と政治	—	1・2・3	—			2	
	行政学	嶋田	1・2・3	○		○	2	
	現代法哲学	—	1・2・3	—			2	
	法社会学	米田憲市 (鹿児島大学教授)	1・2・3	○	○		2	
	外国語文献講読Ⅰ (独)	遠藤	2・3			○	2	
	外国語文献講読Ⅱ (英)	松井	2・3			○	2	
展開・先端科目群	【Ⅰ群】 司法試験選択科目							
	倒産法	浅野雄太 (同志社大学教授)	2			集中	2	
	倒産法実務	染谷翼 (弁護士)・中川佳宣 (弁護士)	2・3			○	2	
	税財政と法	山田	2			○	2	
	租税紛争処理	山田	2			○	2	
	経済法	平山賢太郎 (筑波大学准教授)	2・3			○	2	
	知的財産と法	寺本	2・3			○	2	
	知的財産紛争処理	寺本	2・3			○	2	
	知的財産の実務	寺本	2・3			○	2	QBS・LL.M.との共同開講。 伊都キャンパスにて開講。
	労働と法	山下	2			○	2	
	労働紛争処理	山下・新屋敷	2・3			○	2	
	労働法実務	山下	2・3			○	2	
	環境法	原島良成 (中央大学教授)	2・3	○		集中	2	
	国際法	西嶋美智子 (久留米大学准教授)	2・3	○	○		2	
	国際私法Ⅰ	八並	2			○	2	
	国際私法Ⅱ	八並	2			○	2	
	【Ⅱ群】							
	社会保障法	—	2・3	—			2	
	民事執行法・民事保全法	堀野	2・3			○	2	
	少年法	武内	2・3	○		○	2	
刑事処遇論	—	2・3	—			2		
契約実務	松井	2・3			○	2		
企業法務の基礎	寺本・川崎・山田	2・3			○	2	QBSとの共同開講。 伊都キャンパスにて開講。	
ジェンダーと法	山崎あづさ (弁護士)	2・3			○	2		
高齢者・障害者問題	和智大助 (弁護士)	2・3			○	2		
紛争管理と調停技法Ⅰ	入江	2・3			○	2		
紛争管理と調停技法Ⅱ	入江	2・3			○	2		
インターネットと法	成原・西村	2・3	○		○	2		
国際弁護士実務	松井	2・3			○	2		
自治体法務	田中	2・3			○	2		

4. 修了要件と履修方法

【修了要件と修得単位数】

本法科大学院を修了するためには、本法科大学院の専門職学位課程に3年以上在学し、所定の必修科目を含む96単位以上を修得しなければならない。

ただし、「法学既修者」、すなわち「法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有する者」には、64単位以上を修得することを条件に2年以上3年未満での修了を認める。

【修業年限】

標準の修業年限を3年とする。

ただし、「法学既修者」の標準修業年限については、1年を超えない範囲で本法科大学院が認める期間、本法科大学院に在学したものとみなす。

【最長在学年限および休学期間】

法科大学院の専門職学位課程における最長在学年限は、6年である。ただし、「法学既修者」の最長在学年数は、4年とする。

学生は、教授会の承認を得て、休学をすることができる。休学した期間は、在学期間には算入しない。休学期間は、3年を超えることができない。ただし、「法学既修者」の休学期間は、2年を超えることはできない。

【長期履修制度について】

学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨申し出た場合は、教授会の議を経て、法科大学院長が許可する。制度の具体的運用については、別途定める。

【単位修得の要件等】

- ① 学年は2つの半期に分けられ、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。
授業科目毎の単位数は、原則として2単位とし、半期で修了する Semester 制とする。

- ② 1学年で履修可能な単位数の上限は、次のとおりとする。

	1年次	2年次	3年次
未修者コース	38単位	36単位	40単位
既修者コース		36単位	40単位

※他大学院の科目（大学院基幹教育科目、専門職大学院コンソーシアム科目、法学府LL.M.科目及び「国公立大コンソーシアム・福岡」科目を含む）は、履修可能な単位数の上限内でのみ履修を認める。

③ 必修科目および選択必修科目については、さらに次の要件を満たさなければならない。

(1) 令和2年度～令和4年度入学者

必修科目	74単位
○法律基本科目群	64単位
○法律実務基礎科目群（民事裁判実務，刑事訴訟実務，法曹倫理，模擬裁判，実務総合演習Ⅰ・Ⅱ）	10単位
選択必修科目	22単位以上
○法律実務基礎科目群（リーガル・クリニック，エクスターンシップⅠ・Ⅱ，ロイヤリング・法交渉，要件事実論，（令和5年度のみ）公法訴訟実務）	4単位以上
○基礎法学・隣接科目群	4単位以上
○展開先端科目群	※令和3年度以降の入学者については1群から4単位以上 12単位以上
○その他（科目群を問わない）	2単位以上
注1	「福岡県内4法科大学院及び福岡県弁護士会間の教育連携に関する協定」（以下「福岡県内4大学連携」という）及び「金沢大学大学院法学研究科法務専攻，九州大学大学院法務学府実務法学専攻，千葉大学大学院専門法務研究科および筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻間連携に関する単位互換協定」（以下「4LS連携科目」という）に基づき他大学で開講される連携科目を履修した場合には，認定可能な単位上限数の範囲内で「展開・先端科目」として認定する。
注2	注1所掲の科目を除き，他大学院の開講する科目（大学院基幹教育科目，専門職大学院コンソーシアム科目，法学府LL.M.科目及び「国公私立大コンソーシアム・福岡」科目を含む）は，修了要件の単位としては認めない。

(2) 令和5年度以降入学者

必修科目	74単位
○法律基本科目群	64単位
○法律実務基礎科目群（民事裁判実務，刑事訴訟実務，法曹倫理，模擬裁判，実務総合演習Ⅰ・Ⅱ）	10単位
選択必修科目	22単位以上
○法律実務基礎科目群（リーガル・クリニック，エクスターンシップⅠ・Ⅱ，ロイヤリング・法交渉，要件事実論，（令和5年度のみ）公法訴訟実務）	2単位以上
○基礎法学・隣接科目群	4単位以上
○展開先端科目群	※1群から4単位以上 12単位以上
○その他（科目群を問わない）	4単位以上
注1	「福岡県内4法科大学院及び福岡県弁護士会間の教育連携に関する協定」（以下「福岡県内4大学連携」という）及び「金沢大学大学院法学研究科法務専攻，九州大学大学院法務学府実務法学専攻，千葉大学大学院専門法務研究科および筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻間連携に関する単位互換協定」（以下「4LS連携科目」という）に基づき他大学で開講される連携科目を履修した場合には，認定可能な単位上限数の範囲内で「展開・先端科目」として認定する。
注2	注1所掲の科目を除き，他大学院の開講する科目（大学院基幹教育科目，専門職大学院コンソーシアム科目，法学府LL.M.科目及び「国公私立大コンソーシアム・福岡」科目を含む）は，修了要件の単位としては認めない。

④ 年次進級のためには，以下の i) ii) の要件をともに満たさなければならない。ii) については，入学年次により要件が異なるので，注意すること。

i) 各年次の単位修得数が以下のとおりであること。

2年次への進級	取得単位 32単位以上
3年次への進級	取得単位 60単位以上
法学既修者は，3年次への進級は取得単位28単位以上とする。	

修了要件の単位として認められる科目の取得単位数による。

ii)

○未修者の2年次への進級は，1年次配当の法律基本科目のグレードポイントアベレージ（以下，「GPA」という。）及び共通到達度確認試験について以下の成績を収めていること。

1 1年次配当の法律基本科目のGPAは1.5以上とし，共通到達度確認試験において収めるべき成績は，3科目の合計についての未修1年次の全受験者の平均点とする。

合計点が未修1年次の全受験者の平均点を下回る者は、1年次配当の法律基本科目のGPAが1.7以上である場合、進級を認めるものとする。この場合、憲法・民法・刑法について学修指導を受けなければならない。

- 2 定期試験の追試事由に該当する事由により共通到達度確認試験を受験しなかった者は、次のいずれかに該当する場合、進級を認める。
 - (1) 1年次配当の法律基本科目のGPAが1.7以上
 - (2) 1年次配当の法律基本科目のGPAが1.5以上、かつ、基礎憲法Ⅰ・Ⅱ、基礎民法Ⅰ～Ⅳ、家族法、基礎刑法Ⅰ・ⅡのGPAが1.7以上

共通到達度確認試験の成績	GPA
3科目の合計点が未修1年次の全受験者の平均点以上	1.5以上
3科目の合計点が未修1年次の全受験者の平均点未満	1.7以上
定期試験の追試事由に該当する事由により共通到達度確認試験を受験しなかった者	下記の(1)又は(2)のいずれかを満たすこと。 (1) 1年次配当の法律基本科目のGPAが1.7以上 (2) 1年次配当の法律基本科目のGPAが1.5以上、かつ、基礎憲法Ⅰ・Ⅱ、基礎民法Ⅰ～Ⅳ、家族法、基礎刑法Ⅰ・ⅡのGPAが1.7以上

○3年次への進級は、2年次配当の法律基本科目、民事裁判実務及び刑事訴訟実務のGPAが1.5以上であること。

・GPAとは、履修登録した科目の5段階の科目成績を4から0までの点数（グレードポイント。以下「GP」という。）に置き換えて算出する1単位あたりの科目成績平均値（小数点第2位（第3位以下切捨て。））とし、次の計算式によって計算する。

$GPA = \left[\frac{(\text{科目で得たGP}) \times (\text{科目の単位数})}{\text{算出対象となる科目の単位数の総和}} \right]$

・成績の評語に対するGPは、次のとおりとする。

S	(90点～100点)	GP=4
A	(80点～89点)	GP=3
B	(70点～79点)	GP=2
C	(60点～69点)	GP=1
F	(59点以下)	GP=0

・各年次配当の法律基本科目、民事裁判実務及び刑事訴訟実務のうち、履修登録しなかった科目の成績はFとして取り扱う。

注1) 休学した学生についても、年度末を基準に進級判定を行う。ただし、休学期間が年度をまたぐ場合は、復学時の年度末を基準に進級判定を行う。

【履修の手続等】

1 履修手続

学生は、各学期の始めに、履修しようとする授業科目を、所定の手続にしたがい法科大学院長に届け出なければならない。届出をしたものの履修しない科目については、所定の手続にしたがい履修取消を行うこと。

学生は、履修しようとする授業科目の選定について、担当教員（チューター）の指導を受けるものとする。担当教員（チューター）が必要と認めるときには、他の学府の授業科目および単位を指定し、履修させることができる。

履修に際しては、配当年次のほか、授業担当教員が個別に指定する履修条件があるので注意す

ること。

同一分野の科目につき、低学年次に配当されている必修科目の単位を取得せずに、高学年次に配当されている必修科目を履修しようとする者は、履修しようとする科目の授業担当教員に適切な指導を仰ぐこと。

また、下表の区分に従い、同一分野の法律基本科目につき、1年次に配当されている必修科目の単位のすべてを取得していない者が、3年次に配当されている必修科目を履修することは、認められない。

単位を取得していなければならない1年次必修科目	左記の場合でなければ履修が認められない3年次必修科目
基礎憲法 I	公法総合演習
基礎憲法 II	
基礎行政法	
基礎刑法 I	刑事法総合演習
基礎刑法 II	
基礎刑事訴訟法 I	
基礎刑事訴訟法 II	
基礎民法 I	民事法総合演習
基礎民法 II	
基礎民法 III	
基礎民法 IV	
基礎民事訴訟法 I	
基礎民事訴訟法 II	
基礎商法 I	
基礎商法 II	

2 受講制限・開講の取止め等

単位修得を目的としない聴講は、原則として禁止する。

少人数教育の観点から、受講を制限する場合がある。そのため履修科目が確定するまでは、履修する可能性のあるすべての科目に出席するように努めること。

複数年次に配当されている科目は、隔年開講となる場合があるので注意すること。

非常勤講師が担当する開講予定科目のうち受講希望者がごく少数に止まった科目は、開講を取り止めることがある。

授業改善等のために録音・録画等を行うことがある。

【「法学既修者」の認定および単位互換による単位の認定】

既修者コース（特別選抜及び一般選抜（既修者コース））の入学試験に合格して入学した者は「法学既修者」と認定する。法学既修者には、1年次配当の法律基本科目32単位の単位が認定され、法科大学院の教育課程の一部を履修したと認められる。この場合には、修業年限を1年短縮する。

本法科大学院以外の大学院で修得した単位、海外の交流協定締結大学大学院において修得した単位は、

33単位を上限に、本法科大学院における単位互換の単位として認定することができる。学生が、単位認定を希望する場合には、学期の開始時に当該科目に関する授業内容（シラバス）と成績証明書を添付し、その適用を申請すること。単位認定は、提出された書類の審査をもとに行う。ただし、必要に応じて筆記試験と口頭試験を課すことがある。

福岡県内4大学連携及び4LS連携による単位互換については、単位互換として認められる上限33単位の範囲内で認める。

【「連携法曹基礎課程修了者」等の単位認定の特例】

令和4年度以降入学の法学既修者で、連携法曹基礎課程（法曹コース）を修了した者又はこれらの者と同等の学識を有すると本法科大学院が認める者（法曹コース修了者等）の法学既修者認定においては、1年次配当の法律基本科目の単位のほかに、基礎法学・隣接科目群の単位について個別に認定することができる（基礎法学・隣接科目群の単位認定は、本学が連携協定校との間で締結する、法曹養成連携協定の定めによる）。

法曹コース修了者等が入学前に認定連携法科大学院で修得した単位及び福岡4大学連携・4LS連携科目の単位互換で修得した単位については、法学既修者認定の単位と合わせて、49単位を上限とする。

【履修モデル】

（地域法曹モデル）

地域に生起する紛争にかかる諸問題について親身に市民の相談にのる「地域法曹」を目指す学生に推奨する科目選択例である。

税財政と法

労働と法、労働紛争処理、労働法実務

環境法、社会保障法、少年法

（公益擁護法曹モデル）

公共的課題、公共政策のあり方に関心を寄せる法曹（公益擁護法曹）を目指す学生に推奨する科目選択例である。

労働と法、労働紛争処理、労働法実務

税財政と法

社会保障法

ジェンダーと法

刑事処遇論、少年法、国際弁護士実務

（国際ビジネス法曹モデル）

国境を越えたビジネス、企業法務に通暁した法曹（国際ビジネス法曹）を目指す学生に推奨する科目選択例である。

国際法、国際私法Ⅰ・Ⅱ

知的財産と法、知的財産紛争処理

倒産法、倒産法実務

経済法、契約実務、インターネットと法、国際弁護士実務

注）選択科目のうち、基礎法学・隣接科目群の科目は、多くが各モデルに共通して履修が望まれる内容のものであるため、上には挙げていない。

学生は、自分の進路希望に応じて各モデルを参考にし、担当教員（チューター）等の指導を受けながら授業計画を立てること。

研究者を志望する者には、外国語文献講読Ⅰ・Ⅱの受講を強く推奨する。

【成績評価の方法】

1 成績評価

各授業科目の成績評価は、その授業担当教員が行う。

履修登録科目で、履修取消しのなされていない科目については、必ず成績評価を行う。

なお、履修登録の抹消（履修登録最終確認期間まで）を行うことができる。

2 成績評価の考慮要素

成績評価は、多面的かつ厳正に行うこととし、その評価手段としては、試験、レポート、授業における発言などを、総合的に評価する。

成績評価のランク分けは、S、A、B、C、Fの5段階評価とし、Fを授業科目により要求される水準に達していないものとして不合格とする。

3 授業の出欠及び遅刻の取扱い

i) 授業の出欠及び遅刻の取扱いについては、以下の申し合わせがある。

学生には出席を課すこととする。

教員は毎回出席管理を行い、特に、2単位科目（15回開講）について、次のとおり、取扱うこととする。

① 学生が欠席した場合は、欠席回数に応じて成績評価に反映させることができるものとする。

また、理由の如何を問わず4回以上欠席した者は、原則として単位の認定を行わない。

② 遅刻の多い学生の場合も、その回数に応じて成績評価に反映させることができるものとする。

③ 公認欠席に当たらない欠席の場合、教員の判断でオンライン受講をできることがある。

ただし、この場合でも、出席とは扱われない。

ii) 公認欠席については、以下のように扱うものとする。

学生が次のいずれかの事由を届出て欠席する場合、公認欠席とし、上記 i) の欠席とは扱わないこととする（公欠事由が発生次第、速やかに人文社会科学系事務部学務課専門職員又は法科大学院事務室へ連絡すること）。

① 大学が指示する事由

イ 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症にかかった場合

ロ 大学が、イの感染症にかかったおそれがあると認め、出校停止を指示した場合

② その他の事由

イ 裁判員候補者として裁判所へ出向く場合及び裁判員として職務に従事する場合

ロ 検察審査会の検察審査員又は補充員として職務に従事する場合

ハ 2親等以内の親族が死亡した場合

ニ 天災・交通機関の障害による場合

ホ その他、法科大学院長がやむを得ないと認めた場合

ただし、欠席した授業の内容については、レポート・補講等により授業出席の代替措置が講じられるので、これに従わなければならない。

なお、出校停止による欠席が長期にわたる等、授業出席の代替措置を講じることが物理的に不可能な場合には、単位取得が認められないことがある。

4 成績評価の割合

授業目的により要求される水準に達成していない場合には、F（不合格）とし、合格者については、以下の割合を目安に相対評価を行う。

① S評価の割合は、5%とする。

② A評価の割合は、25%とする。

③ B評価の割合は、40%とする。

④ C評価の割合は、30%とする。

⑤ 受講者が少ない科目（おおむね5名未満）については、①～④の相対評価によらないことができる。

ただし、その場合も評価が偏ってはならない。その場合は、以下の評価基準による。

- S 90点以上 …………… 基準を大きく超えて優秀である。
- A 80～89点 …………… 基準を超えて優秀である。
- B 70～79点 …………… 望ましい基準に達している。
- C 60～69点 …………… 単位を認める最低限の基準には達している。
- F 60点未満 …………… 基準を大きく下回る。

⑥ 次の科目については、合否のみを判定し、合格をA、不合格をFとする。

模擬裁判、リーガル・クリニック、エクスターンシップⅠ・Ⅱ

5 定期試験

① 六法の持ち込み及び特記事項の確認

受験する科目の「六法の持ち込みの可否」等を確認しておくこと。

なお、「判例や書き込みのない六法」の範囲について、単に線を引いたり、カラーのマーカーで色をつけている程度は「書き込み」ではないものとして取り扱う。

疑問がある場合は、事前に授業担当教員に問い合わせること。

② 問題用紙、答案用紙の配付

試験に当たっては、問題用紙、答案用紙の他、答案構成用紙として、白紙1枚（A4判）を配付する。ただし、試験をCBT方式で行う場合の配布物は、別途定める。

③ 不正行為の禁止

不正行為を行った学生は、教授会で審議の上、次の通りの措置を取ることとする。

(1) 学生が当該学期に登録している科目の履修を、原則として全て無効とする。

(2) ただし、意図しない偶発的行為により学生が不正行為等に至ったものと認められるときは、不正行為等の確認された当該科目の履修のみを無効とする。

④ 遅刻、退出時刻

定期試験の遅刻については、試験開始後10分経過後は認めない。また、試験開始後30分までは退出を認めない。

⑤ 筆記用具及び机上の準備品

定期試験において用いることのできる筆記用具は、黒インクのボールペン又は万年筆に限定する。なお、修正液、修正テープ及びこれに類するものの使用は一切認めない。

その他の机上の準備品は、学生証、時計、ラインマーカー、色ペン、色鉛筆、鉛筆、消しゴムに限定する。付箋の使用は認めない。

なお、試験をCBT方式で行う場合の机上の準備品は、別途指示する。

⑥ 氏名の記載

答案用紙には、科目名、学生番号、授業担当教員名を記入し、氏名は記入しないものとする。

6 追試験

定期試験を受験することができなかった学生に対しては、病気、事故、2親等以内の親族の死亡、その他正当な理由があると教務委員会が認めた場合に限り、追試験を行うことがある。この場合、次の手続によることとする。

① 追試験の受験を希望する者は、当該科目の試験日から2日（土、日、祝日及び休日を除く。ただし、当該科目の試験日は算入しない。）以内に、出願理由を証明する書類等を添えて、「追試験の願書」（学務課専門職員が交付）を専門職員に提出すること。

② 追試験の受験の可否については、定期試験終了日から2日（土、日、祝日及び休日を除く。ただし、定期試験終了日は算入しない。）以内に本人あてメールで通知する。追試験日時、場所、方法についても同様とする。

なお、メールで確認できない場合には、法科大学院事務室を通じて専門職員に確認すること。

また、いかなる理由によっても、追試験を受験できない者に対して、さらなる追試験を実施するこ

とはない。

7 再試験

再試験は実施しない。

8 成績評価に対する質問（評価質問書）

成績評価の過誤（採点ミスや転記ミス等）をチェックし、その後の進級・修了判定等に遺漏がないよう、成績評価に関する問い合わせを受け付ける。成績評価に直接関係のない講評や学修指導を求めようような質問については、別途、オフィスアワー等の時間帯に質問すること。

① 試験の成績評価について質問等があるとする学生は、所定の用紙（「評価質問書」）に、科目、授業担当教員及び質問等の内容を具体的に記入し、法科大学院事務室に提出する。

② 「評価質問書」に対する回答は、法科大学院事務室を通じて、所定の期間内に文書で回答するものとする。

③ 夏季及び春季休業中における質問については、原則として電子メールで行うものとする。

9 参考答案の扱い

各学期の試験終了後、参考答案を開示することがある。特に許された場合を除くほか参考答案の学外への持ち出し及び複写は禁止する。なお、参考答案は、優秀な評点を与えた答案の中から、学生にとって出題の趣旨を理解する上で参考になると考えられるものを開示しており、正解ではなく、誤りに相当するものも含まれている可能性がある点に留意すること。

【留年した場合の履修上の注意】

進級できなかった学生は、現在の年次に配当されている法律基本科目群、民事裁判実務及び刑事訴訟実務の授業科目のうち、SまたはA評価をとれなかった全科目を再履修しなければならない。未修者で2年次に進級できなかった学生は、これらに加え、「共通到達度確認試験」を再度受験しなければならない。

次年度の進級判定にあたっては、過年度にB、C、又はFを取得した科目については次年度の成績を評価の対象とする。（「共通到達度確認試験」の成績も次年度の成績を評価の対象とする。）

同一学年に2年続けて留年した学生に対しては、退学勧告を行うことがある。

【修了認定に対する質問】

修了認定が正しく行われているかチェックするため、修了認定に関する問い合わせを受け付ける。

① 運営委員会は、最終学年の学生のうち所定の要件を充たす学生の名簿（以下、「修了予定者名簿」と記す。）を事前に確認し、事前に修了予定者名簿を学生に掲示する。

② 最終学年の学生でありながら、「修了予定者名簿」に登載されなかった学生は、「修了認定に関する質問書」を、所定の期間内に、法科大学院事務室に提出することができる。

③ その質問書が出された場合には、速やかに運営委員会を開催し、法科大学院長名で、回答することとする。

【学 位】

修了要件を満たした者には、法務博士（専門職）の学位を授与する。

法律基本必修科目		
1年次前期	基礎憲法Ⅰ 2 高橋雅人 基礎民法Ⅰ 2 田畑嘉洋 基礎民法Ⅱ 2 香山高広 基礎民法Ⅳ 2 高岡大輔 基礎民事訴訟法Ⅰ 2 堀野出 基礎刑法Ⅰ 2 井上宜裕 基礎刑事訴訟法Ⅰ 2 豊崎七絵	1年次後期 基礎憲法Ⅱ 2 南野森 基礎行政法 2 田中孝男 基礎民法Ⅲ 2 小池泰 家族法 2 小池泰 基礎民事訴訟法Ⅱ 2 堀野出 基礎商法Ⅰ 2 荒達也 基礎商法Ⅱ 2 荒達也 基礎刑法Ⅱ 2 野澤充 基礎刑事訴訟法Ⅱ 2 豊崎七絵
2年次前期	応用憲法Ⅰ 2 奈須祐治 応用行政法Ⅰ 2 大脇成昭 応用民法Ⅰ 2 小池泰 応用民法Ⅲ 2 高岡大輔 応用民事訴訟法 2 上田竹志 応用商法Ⅰ 2 笠原武朗 応用刑法Ⅰ 2 土井和重 応用刑事訴訟法 2 田淵浩二	2年次後期 応用憲法Ⅱ 2 奈須祐治 応用行政法Ⅱ 2 鈴木崇弘 応用民法Ⅱ 2 香山高広 応用商法Ⅱ 2 笠原武朗 応用刑法Ⅱ 2 土井和重
3年次前期	公法総合演習 2 南野・高橋・新井・田中・大脇・鈴木 民事法総合演習 2 香山・小池・高岡・笠原・堀野 刑事法総合演習 2 野澤・田淵	
法律実務基礎必修科目		
		2年次後期 民事裁判実務 2 住田知也 刑事訴訟実務 2 中山登・白坂裕之
3年次前期	法曹倫理 2 安武・住田・白坂 模擬裁判 2 染谷・堀野・住田・安武・白坂 実務総合演習Ⅰ 1 安武・染谷・白坂	3年次後期 実務総合演習Ⅱ 1 安武・染谷・白坂
法律実務基礎選択科目		
2年次前期	要件事実論 2 染谷翼	2年次集中 エクスターンシップⅠ 1 松井仁 エクスターンシップⅡ 1 松井仁
		2・3年次集中 ロイヤリング・法交渉 2 宇加治恭子 リーガル・クリニック 2 松井仁
基礎法学・隣接科目		
1・2・3年次前期	法社会学 2 米田憲市	1・2・3年次集中 紛争解決の心理学 2 (非開講) 外国法 2 (非開講)
	歴史と法 2 五十君麻里子 法と政治 2 (非開講) 行政学 2 嶋田暁文 現代法哲学 2 (非開講)	
	2・3年次後期 外国語文献講読Ⅰ (独語) 2 遠藤歩 外国語文献講読Ⅱ (英語) 2 松井仁	
展開・先端科目		
2年次前期	税財政と法 2 山田麻未 労働と法 2 山下昇 国際私法Ⅰ 2 八並廉	2年次後期 租税紛争処理 2 山田麻未 国際私法Ⅱ 2 八並廉
		2年次集中 倒産法 2 浅野雄太
2・3年次前期	経済法 2 平山賢太郎 知的財産と法 2 寺本振透 労働法実務 2 山下昇 国際法 2 西嶋美智子 社会保障法 2 (非開講) 企業法務の基礎 2 寺本振透・川崎邦宏・山田麻未 ジェンダーと法 2 山崎あづさ 国際弁護士実務 2 松井仁 福岡県内4大学連携科目 2 4LS連携科目 2	2・3年次後期 倒産法実務 2 染谷翼・中川佳宣 知的財産紛争処理 2 寺本振透 知的財産の実務 2 寺本振透 労働紛争処理 2 山下昇・新屋敷恵美子 民事執行法・民事保全法 2 堀野出 少年法 2 武内謙治 刑事処遇論 2 (非開講) 契約実務 2 松井仁 高齢者・障害者問題 2 和智大助 紛争管理と調停技法Ⅰ 2 入江秀晃 紛争管理と調停技法Ⅱ 2 入江秀晃 インターネットと法 2 成原慧・西村友海 自治体法務 2 田中孝男 福岡県内4大学連携科目 2 4LS連携科目 2
		2・3年次集中 環境法 2 原島良成

過年度に受講した科目の認定については、開講年度の便覧を参照すること。

5. 修学上の諸手続

(1) 教務・学生関係

1) 学生証

学生証の通用期間は、専門職学位課程在籍中とする。

学生証を紛失した場合は再発行願により法科大学院事務室に願い出ること。

2) 諸証明書

諸証明書の発行は、オンライン申請すること。

各種証明書の発行：<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/procedure/certificate>

3) 休学、復学、退学等の手続

① 休学手続

疾病又は経済的理由のため2カ月以上修学できない場合は、学府長の許可を得てその学年の終わりまで休学することができる。その他、特別の事情があると認められたときは、学府長は、休学を許可することがある。休学手続は休学願に担当教員（チューター）の副申書及び診断書（疾病の場合）を添えて人文社会科学系事務部学務課専門職員*に提出しなければならない。前期は前年度の2月末日、後期は8月末日までに手続をすること。

② 復学手続

休学者が復学する場合は復学届を人文社会科学系事務部学務課専門職員*に提出しなければならない。

③ 退学手続

退学する場合は退学願を人文社会科学系事務部学務課専門職員*に提出しなければならない。ただし、授業料を完納していない場合は退学を許可しない。

4) 海外渡航の手続

海外渡航する場合は海外渡航届を人文社会科学系事務部学務課専門職員*に提出しなければならない。

5) 改姓、本籍地変更等

改姓、本籍地変更等の場合は変更届を人文社会科学系事務部学務課専門職員*に提出しなければならない。

6) 保護者等の住所変更

保護者等の住所変更があった場合は直ちに人文社会科学系事務部学務課専門職員*に届出なければならない。

7) 現住所変更

現住所を変更した場合は直ちに人文社会科学系事務部学務課専門職員*に届出なければならない。

8) 授業料の納付

授業料は毎年前期及び後期に各年額の1/2を納付しなければならない。なお、申し出により前期分納付の際、後期分も併せて納付できる。納付期限及び納入方法は下記のとおりである。

①納付期限 前期 5月31日まで

後期 11月30日まで

②納入方法

授業料の納入は、原則として、学生もしくは保護者等の銀行口座から本学の銀行口座への口座振替により納入するものとする。

口座振替の日程は、前期5月27日、後期11月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）のため、前日までに口座への入金を済ませること。

なお、授業料を上記納付期間に納付しない場合は、本学から督促を受け、なお納付しない場合は除籍されることがあるので留意すること。

*人文社会科学系事務部学務課専門職員への届出・提出については、法科大学院事務室を通して行うことも可能である。郵送による場合には、〒819-0395 福岡市西区元岡744 九州大学人文社会科学系事務部学務課専門職員宛に送付すること。

(2) 厚生関係

1) 通学証明書の交付

「通学定期券」購入のために必要な「通学証明書」は、**法科大学院事務室**で学生証を呈示のうえ請求すること。

2) JRの旅客運賃割引証の交付

JRの「旅客運賃割引証」が必要な者は、**法科大学院事務室**で学生証を呈示のうえ請求すること。なお伊都地区等に設置の自動発行機により各自受領することも可能である。

ただし、1年間の交付枚数は、10枚までとする。

使用については、不正のないように特に留意すること。

3) 奨学金

日本学生支援機構奨学生応募、奨学金継続等の書類の提出は、法科大学院事務室で行うこと（申請等の事務担当は、人文社会科学系事務部学務課）。

各種奨学金の募集は、学生ポータルシステムを通じて周知されるので各自で確認すること。

学生ポータル：<https://ku-portal.kyushu-u.ac.jp/campusweb/top.do>

4) 授業料免除

授業料免除の適用を受けることができる者は、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業成績優秀と認められる者である。

免除申請については、授業料の各納期より前〔前期...前年度の1月頃、後期...当該年度の7月頃〕に別途周知する。

免除申請の手続は、WEB申請により行う。問い合わせ先は、人文社会科学系事務部学務課（書類の提出先は、法科大学院事務室）。

5) 学生教育研究災害傷害保険及び法科大学院生教育研究賠償責任保険について

この保険は、学生の皆さんが、大学の正課中（講義、実験・実習中、課外活動・各種大学行事（インターンシップ及びボランティア活動を含む。）、通学中（大学施設相互間の移動等も含む）の事故や学内で生じた災害により被害を受けた場合の補償、更には臨床法学実習等に生じた対人・対物賠償責任、他人の自由、名誉又はプライバシーの侵害等の人格権侵害への賠償責任を負った場合の補償を対象としており、全国の法科大学院が加入しているものです。

法科大学院と指導弁護士等との連携を円滑にし、法科大学院の教育研究環境の安定を図る上でも極めて重要なものとして、法科大学院協会や日本弁護士連合会からの強い要請により、法科大

学院学生は、「**全員加入**」のみの取扱いになっています。

最短修業年限（保険期間）以上の在学が必要となった場合は、1年間単位で加入する必要がありますので、保険料を保険期間終了の直前までに納入してください。

6) 学生定期健康診断

学生定期健康診断は、学校保健法の規定に基づき、毎年年度始めに各学年全員に対し実施するので、受診すること。

受診方法等については、前年度の3月ごろ別途周知する。

「健康診断書」の発行手続については、「5. (1) 2) 諸証明書」を参照すること。

7) 留学・その他

全学向けの留学、就職等その他の情報は、学生ポータルを通して周知されるので、各自で確認すること。

学生ポータル：<https://ku-portal.kyushu-u.ac.jp/campusweb/top.do>

(法科大学院生向けに特化した情報は、法科大学院への掲示等により周知を行う。)

6. 学生生活

(1) 担当教員（チューター）

年度毎に、全学生につき、担当教員（チューター）が決定される。担当教員（チューター）は、修学指導や学生の奨学金等出願書類における推薦事項の記載等を行うほか、学生の修学上の求めに応じて個人面談を行う。

(2) 学生に対する連絡、通知

授業、試験及び奨学金その他、学生に関する一般的事項はTKCでの周知のほか、掲示板への掲示のみにより周知する場合もあるので、毎日登校の際必ず掲示を見ること。なお、一度掲示した事項については既に周知されたものとして処理する。

(3) 講義室、演習室、個別指導室等の利用

講義室等を諸集会、研究会、ゼミ等に利用する場合は九州大学法科大学院教育研究支援システム（TKC）により申請し、事務室より許可を受けて利用すること。（申請方法については別途通知する。）

(4) 談話スペースの利用

談話スペースの利用については、講義や他の学生の学修の妨げとならないよう配慮すること。

(5) 心と体の健康相談

心身の体調不良、体調不良ではないが誰かに相談したい、というような場合には、大学の各キャンパスの相談室の利用が可能。いずれの施設も、相談者のプライバシーは守られる。

※平日9:00～17:00開室（一部施設は、10:00～17:00。要予約の施設もあるので、利用前にTELすること。）

○健康相談室（一般健康相談（内科医・保健師）・精神保健相談（精神科医））

学内でのケガや体調不良（心身ともに）の場合など、医師(内科医, 精神科医)による診察・治療を受けることが可能。

伊都地区センターゾーン 092-802-5881 伊都地区ウエストゾーン 092-802-3297

病院地区 092-642-6889 筑紫地区 092-583-8431

大橋地区 092-553-4581

○学生相談室

カウンセラー（臨床心理士や大学カウンセラーの資格を持つ専門教員）による、学生生活や修学についての相談が可能。

伊都地区センターゾーン 092-802-5881 伊都地区ウエストゾーン 092-802-3297

病院地区 092-642-6889 筑紫地区 092-583-8431

大橋地区 092-553-4581

○コーディネーター室

どこに相談して良いかわからない（健康相談なのか学生相談なのか等）場合のファーストコンタクト・ワンストップ的な機能を持つ施設。

伊都地区センターゾーンTEL：092-802-5881 E-mail：kucr@chc.kyushu-u.ac.jp

7. 関係規則等

1. 九州大学大学院通則
2. 九州大学学位規則
3. 九州大学法科大学院規則
4. 法科大学院図書規則
5. 九州大学法科大学院平面図
6. 文科系学部講義室・演習室及び法学部平面図
7. 2026年度九州大学法科大学院学年暦
8. 2026年度九州大学法科大学院授業日程

1. 九州大学大学院通則

平成16年度九大規則第3号
制 定：平成16年4月1日

目 次

- 第1章 総則（第1条～第8条）
- 第2章 入学，再入学及び転学等（第9条～第17条の3）
- 第3章 教育方法等（第17条の4～第26条）
- 第4章 修了要件及び学位授与（第27条～第32条）
- 第5章 退学，留学及び休学（第33条～第36条）
- 第6章 表彰，除籍及び懲戒（第37条～第40条）
- 第7章 検定料，入学料，授業料及び寄宿料（第41条～第45条）
- 第8章 科目等履修生，聴講生，特別聴講学生，研究生及び特別研究学生（第46条～第51条）
- 第9章 専門職大学院の教育方法等（第52条～第58条）
- 第10章 国際連携専攻（第59条～第63条）
- 附則

第1章 総則

（趣 旨）

第1条 この規則は，九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第6条第10項の規定に基づき，学府の修業年限，教育方法，学生の入学，退学，修了その他の学生の修学に必要な事項を定めるものとする。

（修業年限等）

第2条 博士課程（医学系学府医学専攻，歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）の標準修業年限は，5年とする。【大学院設置基準第4条】

2 医学系学府医学専攻，歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の標準修業年限は，4年とする。【大学院設置基準第44条】

3 後期3年の課程のみの博士課程（以下「後期のみの博士課程」という。）の標準修業年限は，3年とする。【大学院設置基準第4条】

4 博士課程（医学系学府医学専攻，歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）は，これを前期2年及び後期3年の課程に区分し，前期2年の課程は，修士課程として取り扱うものとする。【大学院設置基準第4条】

5 前項の前期2年及び後期3年の課程は，それぞれ「修士課程」（マス・フォア・イノベーション関係学府にあっては，「博士前期課程」と称する。）及び「博士後期課程」という。

6 修士課程の標準修業年限は，2年とする。【大学院設置基準第3条】

7 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他の特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各学府規則の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満とすることができる。【大学院設置基準第3条】

第3条 専門職学位課程（法務学府実務法学専攻（以下「法科大学院」という。）を除く。）の標準修業年限は、2年とする。【専門職大学院設置基準第2条】

2 法科大学院の標準修業年限は、3年とする。【専門職大学院設置基準第18条】
（在学期間の限度）

第4条 九州大学大学院（以下「本大学院」という。）における同一学府の在学期間の限度は、修士課程は4年、博士後期課程及び後期のみの博士課程は6年とする。

2 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程は、8年とする。

第5条 専門職学位課程（法科大学院を除く。）における在学期間の限度は4年とし、法科大学院における在学期間の限度は6年とする。

（定員）

第6条 各学府の学生の定員は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。
（学年及び学期）

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。【学教法規則第163条】

2 学期の区分は、各学府規則において定める。

3 前項に定める各学期は、2つの授業期間に区分することができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第23条】

（休業日）

第8条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

九州大学記念日 5月11日

別に定める春季、夏季及び冬季の各休業日

2 臨時の休業日は、その都度定める。

3 前2項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことがある。

第2章 入学、再入学、転学及び編入学等

（入学の時期）

第9条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特に必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めに入学させることができる。

2 国際連携専攻の入学時期は、前項の規定にかかわらず、別に定めることができる。

【学教法規則第163条】

（修士課程及び専門職学位課程の入学資格）

第10条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する

者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院の学府において、本大学院の学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの **【学教法第102条、学教法規則第155条】**

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本大学院の学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、修士課程及び専門職学位課程に入学させることができる。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

【学教法第102条、学教法規則第159条、第160条】

（博士後期課程及び後期のみの博士課程の入学資格）

第11条 博士後期課程及び後期のみの博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、第27条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

【学教法第102条、学教法規則第156条】

（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の入学資格）

第12条 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、本大学院の学府において、本大学院の学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

【学教法第102条、学教法規則第155条】

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であつて、本大学院の学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、医学系学府医学専攻、歯学学府歯学専攻及び薬学学府臨床薬学専攻の博士課程に入学させることができる。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

【学教法第102条、学教法規則第159条、第160条】

(入学資格審査)

第13条 第10条第1項第10号、第11条第8号及び前条第1項第8号の入学資格審査の実施方法等については、学府教授会の議を経て各学府長が別に定める。

(入学の出願)

第13条の2 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学志願票、所定の入学検定料その他別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者選抜)

第14条 前条の入学を志願する者については、入学者選抜を行う。

2 入学者選抜の細部については、学府教授会の議を経て各学府長が別に定める。

第14条の2 本大学院の学府の修士課程を修了し、引き続き博士後期課程及び後期のみの博士課程へ進学を志願する者については前条の規定を準用するものとする。

(入学の手續及び許可)

第14条の3 総長は、第14条第1項の入学者選抜の結果合格した者で、所定の期日までに入学料の納付（入学料の全部若しくは一部の免除又は徴収猶予を受けようとする者にあつては、当該免除又は徴収猶予に係る申請）及び所定の書類の提出を完了したものに入学を許可する。

(再入学)

第14条の4 第33条の規定により退学した後、再び同一学府に入学を志願する者については、選考の上、再入学を許可することがある。

(転学)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者が、本大学院に転学を願ひ出たときは、学期の始めに限り、考査の上、転学を許可することがある。

- (1) 他の大学院に在学する者
 - (2) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学した者
- 2 前項の転学願は、当該大学長又は所属研究科等の長の紹介状を添えて、志望する本大学院の学府の長に提出するものとする。
- 3 第1項により転学を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認

否は、学府教授会の議を経て学府長がその都度決定する。

第16条 本大学院の学府の学生が、他大学の大学院に転学しようとするときは、学府長を経て、総長に転学願を提出するものとする。

2 総長は、転学の事由が適当であると認めるときは、その転学を許可する。

(転学府及び専攻の変更)

第17条 本大学院の学府に在学する者が、本大学院の他の学府に転学府を願い出たときは、当該他の学府の学府長は、学期の始めに限り、考査の上、許可することがある。

2 前項の規定により本大学院の学府の学生が、他の学府に転学府しようとするときは、指導教員を経て、学府長に転学府願を提出し、当該学府長の許可を得るものとする。

3 第1項により転学府を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認否は、学府教授会の議を経て学府長がその都度決定する。

4 前項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。

(再入学等の手続及び許可)

第17条の3 再入学及び転学(第16条の転学を除く。)(以下「再入学等」という。)に係る手続及び許可については、第14条の3の規定を準用する。

第3章 教育方法等

(教育課程の編成方針)

第17条の4 総長は、本大学院の学府(専門職大学院を除く。)において、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「学校教育法施行規則」という。)第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定させ、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

【大学院設置基準第11条】

(大学院基幹教育)

第17条の5 本大学院に、学府ごとに編成する教育課程のほか、学府共通の課程を置く。

2 前項の課程を大学院基幹教育と称し、当該課程に関し必要な事項は、別に定める。

(卓越大学院プログラム)

第17条の6 本大学院に、卓越大学院プログラムを置く。

2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(未来共創リーダー育成プログラム)

第17条の7 本大学院に、未来共創リーダー育成プログラムを置く。

2 未来共創リーダー育成プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(未来創造コース)

第17条の8 本大学院に、学府ごとに編成する教育課程のほか、学府共通の課程を置く。

2 前項の課程を未来創造コースと称し、当該課程に関し必要な事項は、別に定める。

(次世代AI人材育成プログラム)

第17条の9 本大学院に、次世代AI人材育成プログラムを置く。

2 次世代A I人材育成プログラムに関し必要な事項は、別に定める。
(情報系副専攻プログラム)

第17条の10 本大学院に、情報系副専攻プログラムを置く。

2 情報系副専攻プログラムに関し必要な事項は、別に定める。
(授業及び研究指導)

第18条 本大学院の学府の教育は、授業科目の授業及び研究指導（専門職大学院にあつては、授業科目の授業。以下同じ。）によって行うものとする。【大学院設置基準第12条】

2 本大学院（専門職大学院を除く。）の学府は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の学府が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができる認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。【大学院設置基準第12条】

3 本大学院の学府は、前項の授業科目の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。【大学院設置基準第15条、大学設置基準第25条】

4 本大学院の学府は、第1項の授業科目の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。【大学院設置基準第15条、大学設置基準第25条】

5 本大学院の学府の教育に必要な授業科目、単位、研究指導等については、この規則に定めるもののほか、各学府規則において定める。
(単位の計算方法)

第18条の2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で各学府規則に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学府規則に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第21条】

2 前項の規定にかかわらず、学位論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。【大学院設置基準第15条、大学設置基準第21条】

(成績評価基準等の明示等)

第18条の3 学府長は、学生に対して、授業科目の授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果及び学位論文（専門職大学院にあつては、学修の成果）に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。【大学院設置基準第14条の2】

(組織的な研修等)

第18条の4 学府長は、学生に対する教育の充実を図るため、当該学府の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

【大学院設置基準第9条の3、専門職大学院設置基準第5条の2】

2 学府長は、第18条第2項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要

な研修を行うものとする。

【大学院設置基準第9条の3】

(授業科目の選定等)

第19条 履修する授業科目の選定は、指導教員の指示に従うものとする。

2 各学府規則で定めるところにより、教育上有益と認めるときは、他の専攻若しくは大学院基幹教育若しくは学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して、履修させることができる。

3 前項により修得した単位は、第27条から第29条まで、又は第56条の課程修了の要件となる単位に充当することができる。

(試験)

第20条 履修した各授業科目の合格又は不合格は、試験又は研究報告によって認定する。

2 前項の試験は、毎学期末又は毎学年末に行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない事由のため、受験できなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

(成績)

第21条 各授業科目の成績は、S、A、B、C及びFの5種の評語をもってあらわし、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

3 不合格の授業科目については、再試験を受けさせることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第22条 学府長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 【大学院設置基準第15条、大学設置基準第28条】

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程の授業科目を履修する場合について準用する。 【大学院設置基準第15条、大学設置基準第28条】

3 学府長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生が他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

【大学院設置基準第13条】

(休学期間中の外国の大学院における授業科目の履修)

第23条 学府長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院における授業科目の履修により修得した単位の上限)

第24条 前2条の規定により本大学院の学府において修得したものとみなすことのできる単位数は、第15条及び第17条に規定する転学等の場合を除き、合わせて15単位を超えないものとする。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第28条】

(入学前の既修得単位の認定)

第25条 学府長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院の学府に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条の

規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院の学府に入学した後本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第30条】

2 前項の規定は、第22条第2項の場合に準用する。【大学院設置基準第15条、大学設置基準第30条】

3 前2項の規定により、各学府において、修得したものとみなすことのできる単位数は、第15条及び第17条に規定する転学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第30条】

(本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる単位の上限)

第25条の2 前2条の規定により本大学院の学府において修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第30条】

(長期にわたる教育課程の履修)

第26条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を学府長に申し出たときは、学府教授会の議を経て学府長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第30条の2】

第4章 修了要件及び学位授与

(修士課程の修了要件)

第27条 修士課程の修了要件は、修士課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、各学府規則で定められた授業科目を履修し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、総長が認めるときは、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第16条】

第27条の2 第2条第4項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、各学府規則で定めるところにより、前条に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査

【大学院設置基準第16条の2】

(博士課程の修了要件)

第28条 博士課程(医学系学府医学専攻、歯学学府歯学専攻及び薬学学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。以下本条において同じ。)の修了要件は、博士課程に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、各学府規則で定めるところにより、所定の授業科目を履修し、30単位以上の所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、

総長が認めるときは、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。【大学院設置基準第17条】

2 第2条第7項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び第27条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。【大学院設置基準第17条】

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により本大学院の学府への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、総長が認めるときは、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。【大学院設置基準第17条】

4 各学府規則で定めるところにより、前項の修了要件として、更に所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することを加えることができる。

（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の修了要件）

第29条 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の修了要件は、医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に4年以上在学し、各学府規則で定めるところにより、所定の授業科目を履修し、30単位以上の所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第44条】

（大学院における在学期間の短縮）

第29条の2 第25条の規定により学生が本大学院の学府に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院の学府において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院の学府が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。【大学院設置基準第18条】

2 前項の規定は、修士課程を修了した者の第28条第1項（第28条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する博士課程における在学期間（第28条第1項の規定により博士課程における在学期間に含む修士課程における在学期間を除く。）については、

適用しない。

【大学院設置基準第18条】

(後期のみの博士課程の修了要件)

第29条の3 後期のみの博士課程の修了要件は、後期のみの博士課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたものについては、後期のみの博士課程に1年(第27条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

2 各学府規則で定めるところにより、前項の修了要件として、更に所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することを加えることができる。

(学位論文等及び最終試験)

第30条 第27条から前条までの最終試験は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「学位論文等」という。)を中心とし、これに関連のある授業科目について、行うものとする。

第31条 学位論文等及び最終試験の合格又は不合格は、学府教授会において審査する。

2 論文審査及び最終試験の細部については、別に定める。

(学位の授与)

第32条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程を修了した者には、九州大学学位規則(平成16年度九大規則第86号)の定めるところにより、学位を授与するものとする。

【学教法第104条、学位規則第2条】

第5章 退学、留学及び休学

(退学)

第33条 学生が退学しようとするときは、学府長を経て総長に退学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第34条 外国の大学院等に留学を志願する学生は、学府長に留学願を提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第27条から第29条まで、又は第56条の課程修了の要件としての在学期間に通算することができる。

(休学)

第35条 疾病又は経済的理由のため2月以上修学できない学生は、学府長の許可を得て、その学年の終りまで休学することができる。

2 前項のほか、特別の事情があると認められたときは、学府長は、休学を許可することができる。

3 疾病のため修学が不相当と認められる学生に対しては、学府長は、休学を命ずることができる。

4 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学府長の許可を得て、復学することができる。

5 休学した期間は、在学期間に算入しない。

6 休学期間は、修士課程においては2年を、博士後期課程及び後期のみの博士課程においては3年を超えることができない。

7 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程における休学期間は4

年を超えることができない。

第36条 専門職学位課程（法科大学院を除く。）における休学期間は2年を超えることができない。

2 法科大学院における休学期間は3年を超えることができない。

第6章 表彰，除籍及び懲戒

（表 彰）

第37条 学生に表彰に価する行為があったときは，総長がこれを表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は，別に定める。

（除 籍）

第38条 総長は，学府長の報告により学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，当該学生を除籍する。

（1） 欠席が長期にわたるとき。

（2） 成業の見込みがないとき。

（3） 長期間にわたり行方不明のとき。

（4） 第4条又は第5条に規定する在学期間の限度を超えたとき。

（5） 第35条第6項若しくは第7項又は第36条に規定する休学期間の限度を超えてなお復学できないとき。

第39条 総長は，学生が次の各号のいずれかに該当するときは，当該学生を除籍する。

（1） 入学料の一部を免除された者若しくは免除を不許可とされた者又は入学料の徴収を猶予された者若しくは徴収の猶予を不許可とされた者が，所定の期日までに入学料を納付しないとき。

（2） 授業料の納付を怠り，督促を受けてなお納付しないとき。

（懲 戒）

第40条 総長は，学生が九州大学（以下「本学」という。）の規則に違反し，又はその本分に反する行為があったときは，当該学生を懲戒する。

2 前項の場合における懲戒は，訓告，停学及び退学とする。

3 懲戒の手續その他懲戒に関し必要な事項は，別に定める。

第7章 検定料，入学料，授業料及び寄宿料

（検定料）

第41条 入学及び再入学等を志願する者は，検定料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず，特別の事情があると認められる者については，検定料を免除することができる。

3 前項の検定料の免除に関し必要な事項は，別に定める。

（入学料）

第42条 入学及び再入学等に当たっては，入学料を納付しなければならない。

2 入学料の納付が困難な者又は特別の事情があると認められる者に対し，その全部若しくは一部を免除し，又は徴収猶予することができる。

3 前項の入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は，別に定める。

(授業料)

第43条 各年度に係る授業料は、次の表に掲げる納付区分ごとに、それぞれ授業料の年額の2分の1に相当する額を同表に掲げる納期に納付しなければならない。ただし、当該期の授業料の免除、徴収猶予又は月割分納を申請した者の納期については、この限りでない。

納付区分	納期
前期（4月1日から9月30日まで）	5月31日まで
後期（10月1日から3月31日まで）	11月30日まで

- 2 休学が前項に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の授業料を免除する。
- 3 経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀と認められる者その他特別の事情があると認められる者については、授業料の全部若しくは一部を免除し、徴収猶予し、又は月割分納を許可することができる。
- 4 前項の授業料の免除、徴収猶予及び月割分納に関し必要な事項は、別に定める。

(寄宿料)

第44条 寄宿舎に入居した者は、所定の期日までに、寄宿料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる者については、寄宿料を免除することができる。

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額等)

第45条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額、徴収方法その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年度九大会規第12号。以下「費用規程」という。）に定める。

第8章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生

(科目等履修生)

第46条 本学の学生以外の者で、学府の授業科目のうち一又は複数を履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第31条】

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第47条 本学において、学府又は第17条の5第2項に定める大学院基幹教育で開講する特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第48条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学において、学府の開講する特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第49条 学府において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学府の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第50条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学の学府又は研究所等において、研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究指導を受けることを認めることがある。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等)

第51条 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生の検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法その他の必要な事項については、費用規程に定める。

第9章 専門職大学院の教育方法等

(教育課程)

第52条 総長は、専門職大学院において、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 **【専門職大学院設置基準第6条】**

(教育課程連携協議会)

第52条の2 専門職大学院に、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を置く。

2 教育課程連携協議会の任務、組織その他必要な事項は、別に定める。

(授業の方法等)

第53条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。 **【専門職大学院設置基準第8条】**

2 第18条第3項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。 **【専門職大学院設置基準第8条】**

(履修科目の登録の上限)

第54条 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

【専門職大学院設置基準第12条】

(専門職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の限度)

第55条 第22条(第3項を除く。)、第23条及び第25条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により専門職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条及び第25条第3項の規定にかかわらず、第15条及び第17条の規定の転学等の場合を除き、合わせて専門

職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の2分の1を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第13条、第14条】

- 2 前項の規定にかかわらず、第22条（第3項を除く。）、第23条、第25条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び第58条第1項の規定により法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条及び第25条第3項の規定にかかわらず、第15条及び第17条の規定の転学等の場合を除き、合わせて33単位を超えないものとする。ただし、認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると法科大学院が認める者について法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて49単位を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第21条、第22条】

（専門職学位課程の修了要件）

第56条 専門職学位課程（法科大学院を除く。）の修了の要件は、専門職学位課程に2年以上在学し、当該学府規則で定められた授業科目を履修し、30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

【専門職大学院設置基準第15条】

- 2 法科大学院の修了の要件は、法科大学院に3年以上在学し、当該大学院規則で定められた授業科目を履修し、93単位以上の所定の単位を修得することとする。

【専門職大学院設置基準第23条】

- 3 専門職大学院において、必要と認めるときは、前2項の修了要件としての単位数に、更に単位数を加えることができる。

（専門職学位課程の在学期間の短縮）

第57条 専門職大学院は、第25条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。）を専門職大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

【専門職大学院設置基準第16条】

（法科大学院の法学既修者）

第58条 法科大学院は、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第56条第2項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し、同項に規定する単位については、法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

【専門職大学院設置基準第25条】

- 2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第25条】

第10章 国際連携専攻

（国際連携教育課程の編成）

第59条 総長は、第17条の4の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）が開設する授業科目を当該学府の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」とい

う。)を編成するものとする。

【大学院設置基準第36条】

(国際連携教育課程の共同開設科目)

第60条 総長は、第17条の4の規定にかかわらず、連携外国大学院と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携専攻の学生が前項の授業科目(以下この項において「共同開設科目」という。)の履修により修得した単位は、7単位を超えない範囲で、当該学府又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該学府及び連携外国大学院において修得した単位数が、第62条第1項の規定により当該学府及びそれぞれの連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該学府及び連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

【大学院設置基準第37条】

(国際連携教育課程に係る単位の認定等)

第61条 国際連携専攻を設ける学府は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 国際連携専攻を設ける学府は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

【大学院設置基準第38条】

(国際連携専攻に係る修了要件)

第62条 国際連携教育課程である博士課程の修了の要件は、第28条に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける学府及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により、当該国際連携専攻を設ける学府規則に定める単位以上を修得することとする。

2 前項により国際連携専攻を設ける学府及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第22条第1項及び第25条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位を含まないものとする。ただし、第25条第1項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

【大学院設置基準第39条】

(国際連携専攻の特例)

第63条 国際連携専攻の入学資格審査、入学の出願、入学者選抜並びに入学の手続き及び許可については、第13条から第14条の3までの規定にかかわらず、連携外国大学院との協議の上、別に定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、国際連携専攻において、国際連携専攻を設ける学府と連携外国大学院との協議により、この規則と異なる取扱いをする場合は、当該連携外国大学院と締結する協定書等の定めるところによる。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に本大学院に在学し、平成16年4月1日以降も引き続き在学する者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学大学院学則(昭和50年5月20日施行)等の規定によるものとする。

附 則 (平成16年度九大規則第195号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規則第32号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規則第39号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規則第33号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規則第60号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規則第39号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規則第51号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第84号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第82号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規則第1号)

この規則は、平成24年5月1日から施行し、平成24年3月14日から適用する。

附 則 (平成24年度九大規則第30号)

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規則第48号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規則第85号)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院通則第55条第2項の規定は、平成26年4月1日に九州大学法務学府実務法学専攻に入学する者から適用し、同年3月31日に同専攻に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年度九大規則第79号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規則第37号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規則第4号)

この規則は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年度九大規則第87号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規則第69号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規則第62号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第26号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第6号）

- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院通則（以下「新規則」という。）第10条第1項第2号の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 新規則第24条、第25条、第25条の2、第29条の2の規定は、令和2年6月30日から適用する。

附 則（令和2年度九大規則第38号）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第43号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院通則第21条及び第56条の規定は、令和3年4月1日に本学に入学する者から適用し、同年3月31日に本学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第52号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第69号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院通則第55条の規定は、令和4年4月1日に本学に入学する者から適用し、同年3月31日に本学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年度九大規則第26号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規則第34号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年度九大規則第8号）

この規則は、令和6年6月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和6年度九大規則第16号）

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和6年度九大規則第44号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院通則は、令和8年4月1日に入学する者から適用し、令和8年3月31日に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

別表第1 (第6条関係) (修士課程及び博士後期課程)

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員					収 容 定 員
		修士課程		博士後期課程			
		1年次	2年次	1年次	2年次	3年次	
人文科学府	人 文 基 礎 専 攻	16 《1》	16 《1》	7	7	7	187 《8》 うち修士課程112 《8》 博士後期課程 75
	歴 史 空 間 論 専 攻	20 《2》	20 《2》	9	9	9	
	言 語 ・ 文 学 専 攻	20 《1》	20 《1》	9	9	9	
	計	56 《4》	56 《4》	25	25	25	
地球社会統合科学府	地球社会統合科学専攻	60	60	35	35	35	225 うち修士課程120 博士後期課程105
人間環境学府	都市共生デザイン専攻	20	20	4	4	4	310 うち修士課程190 博士後期課程120
	人間共生システム専攻	11	11	9	9	9	
	行動システム専攻	17	17	10	10	10	
	教育システム専攻	19	19	9	9	9	
	空間システム専攻	28	28	6	6	6	
	九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻	—	—	2	2	2	
計	95	95	40	40	40		
法 学 府	法 政 理 論 専 攻	72	62	17	17	17	185 うち修士課程134 博士後期課程 51
経済学府	経 済 工 学 専 攻	20 【1】	20 【1】	10 【1】	10 【1】	10 【1】	166 【5】 うち修士課程 94 【2】 博士後期課程 72 【3】
	経 済 シ ス テ ム 専 攻	27	27	14	14	14	
	計	47 【1】	47 【1】	24 【1】	24 【1】	24 【1】	
理 学 府	物 理 学 専 攻	41	41	14	14	14	429 うち修士課程288 博士後期課程141
	化 学 専 攻	62	62	19	19	19	
	地 球 惑 星 科 学 専 攻	41	41	14	14	14	
	計	144	144	47	47	47	
数理学府	数 理 学 専 攻	54 【8】	54 【8】	20 【9】	20 【9】	20 【9】	168 【43】 うち修士課程108 【16】 博士後期課程 60 【27】
システム生命科学府	システム生命科学専攻	80	—	—	—	—	80 うち修士課程 80
医学系学府	医 科 学 専 攻	20	20	—	—	—	124 うち修士課程 94 博士後期課程 30
	保 健 学 専 攻	27	27	10	10	10	
	計	47	47	10	10	10	
歯 学 府	口 腔 科 学 専 攻	6	6	—	—	—	12
薬 学 府	創 薬 科 学 専 攻	55	55	12	12	12	146 うち修士課程110 博士後期課程 36

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員					収 容 定 員
		修士課程		博士後期課程			
		1年次	2年次	1年次	2年次	3年次	
工 学 府	材 料 工 学 専 攻	43	43	10	10	10	※1,191 1,171 うち修士課程※852 832 博士後期課程339
	応 用 化 学 専 攻	68	68	18	18	18	
	化 学 工 学 専 攻	30	30	8	8	8	
	機 械 工 学 専 攻	73	73	16	16	16	
	水素エネルギーシステム専攻	35	35	9	9	9	
	航 空 宇 宙 工 学 専 攻	30	30	10	10	10	
	量 子 物 理 工 学 専 攻	30	30	10	10	10	
	船 舶 海 洋 工 学 専 攻	25	25	8	8	8	
	地球資源システム工学専攻	20	20	8	8	8	
	共 同 資 源 工 学 専 攻	※20 10	※20 10	—	—	—	
	計	※426 416	※426 416	113	113	113	
芸術工学府	芸 術 工 学 専 攻	120	120	30	30	30	330 うち修士課程240 博士後期課程 90
システム情報科学府	情 報 理 工 学 専 攻	135 〔2〕	135 〔2〕	29 〔3〕	29 〔3〕	29 〔3〕	595 〔18〕 うち修士課程460 〔6〕 博士後期課程135 〔12〕
	電 気 電 子 工 学 専 攻	95 〔1〕	95 〔1〕	16 〔1〕	16 〔1〕	16 〔1〕	
	計	230 〔3〕	230 〔3〕	45 〔4〕	45 〔4〕	45 〔4〕	
総合理工学府	総 合 理 工 学 専 攻	172	172	60	60	62	530 うち修士課程344 博士後期課程186
	九州大学・アントワープ大学 総合理工学国際連携専攻	—	—	2	2	—	
	計	172	172	62	62	62	
生物資源環境科学府	資 源 生 物 科 学 専 攻	66	66	26	26	26	719 うち修士課程488 博士後期課程231
	環 境 農 学 専 攻	66	66	21	21	21	
	農 業 資 源 経 済 学 専 攻	13	13	5	5	5	
	生 命 機 能 科 学 専 攻	99	99	25	25	25	
	計	244	244	77	77	77	
統合新領域学府	ユ ー ザ ー 感 性 ス タ デ ィ ーズ 専 攻	10	10	3	3	3	121 〔4〕 うち修士課程 82 〔4〕 博士後期課程 39
	オ ー ト モ ー テ ィ ブ サ イ エ ンス 専 攻	21	21	7	7	7	
	ラ イ ブ ラ リ ー サ イ エ ンス 専 攻	10 〔2〕	10 〔2〕	3	3	3	
	計	41 〔2〕	41 〔2〕	13	13	13	
人文情報連係学府		〈6〉	〈6〉	—	—	—	〈12〉
マス・フォア・イノベーション連係学府		〈12〉	〈12〉	〈14〉	〈14〉	〈14〉	〈66〉 うち博士前期課程 〈24〉 博士後期課程 〈42〉
総 計		※1,949 1,939	※1,859 1,849	570	570	570	※5,518 5,498 うち修士課程※3,808 3,788 博士後期課程1,710

(備考)

- 1 外国人である学生は、定員外とすることができる(国際連携専攻を除く。)
- 2 工学府共同資源工学専攻及び総計の※付きの数字は、本学及び北海道大学の合計数である。

- 3 〈 〉を付した数字は連係学府の定員数であり、各連係協力学府の定員数の内数である。
- 4 【 】を付した数字は経済学府、数理学府及びシステム情報科学府からマス・フォア・イノベーション連係学府に割り当てる定員数で、かつ、経済学府、数理学府及びシステム情報科学府の定員数の内数である。
- 5 《 》を付した数字は人文科学府及び統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻から人文情報連係学府に割り当てる定員数で、かつ、人文科学府及び統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻の定員数の内数である。

別表第2（第6条関係）（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程）

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員				収 容 定 員
		博 士 課 程				
		1年次	2年次	3年次	4年次	
医学系学府	医 学 専 攻	107	107	107	107	428
歯学府	歯 学 専 攻	43	43	43	43	172
薬学府	臨 床 薬 学 専 攻	5	5	5	5	20
総 計		155	155	155	155	620

（備考）外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表第3（第6条関係）（専門職学位課程）

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員			収 容 定 員
		専 門 職 学 位 課 程			
		1年次	2年次	3年次	
人間環境学府	実践臨床心理学専攻	30	30	—	60
法務学府	実務法学専攻	45	45	45	135
経済学府	産業マネジメント専攻	45	45	—	90
医学系学府	医療経営・管理学専攻	20	20	—	40
総 計		140	140	45	325

（備考）外国人である学生は、定員外とすることができる。

2. 九州大学学位規則

平成16年度九大規則第86号

施行：平成16年4月1日

(趣 旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）により定めるように規定されている事項
その他九州大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学 位)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 本学が授与する専門職学位は、修士（専門職）及び法務博士（専門職）とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位授与は、本学の課程を修了し、卒業を認定された者に対し行うものとする。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位授与は、本学大学院の学府の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位授与は、本学大学院の学府の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

(専門職学位の授与の要件)

第6条 専門職学位の授与は、本学大学院の学府の専門職大学院の課程を修了した者に対し行うもの
とする。

(修士の学位授与)

第7条 修士の学位授与に関して必要な事項は、各学府規則で定める。

(博士論文の提出)

第8条 博士論文（以下「論文」という。）は、博士後期課程にあつては2年以上（法科大学院の課程
を修了した者が博士後期課程に入学した場合にあつては1年以上）、医学系学府医学専攻、歯学府歯
学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程（以下「医学系、歯学及び薬学の博士課程」という。）にあつ
ては3年以上在学し、各学府規則に定める所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導
を受けなければ、提出することができない。

2 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、在学期間が博士後期課程にあつ
ては2年、医学系、歯学及び薬学の博士課程にあつては3年に満たなくても論文を提出させること
ができる。

3 論文は、在学期間中に提出するものとし、その期日は、各学府規則で定める。ただし、博士後期
課程又は医学系、歯学及び薬学の博士課程に所定の年限在学し、各学府規則に定める所要の授業科
目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学の上、別に定める期間内に論文を提
出することができる。

4 論文は、論文審査願に、論文目録、論文要旨及び履歴書各1通を添え、当該学府長に提出するも

のとする。

第9条 論文は、1編とする。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

2 当該学府長は、審査のため必要があるときは、論文の副本又は訳文、模型、標本等の提出を求められることがある。

3 受理した論文は、返還しない。

(論文の審査)

第10条 当該学府長は、論文を受理したときは、学府教授会に学位を授与すべきか否かの審査を付託するものとする。

2 前項の審査は、論文を受理した後1年以内に終了するものとする。

第11条 学府教授会は、前条第1項により付託された論文を審査するため、論文調査委員（以下「調査委員」という。）を定めて、その論文の調査及び最終試験を行わせる。

2 調査委員は、3名以上とし、必要に応じ、他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

3 前2項にかかわらず、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）第59条に規定する国際連携教育課程における論文の審査については、当該国際連携専攻を設ける学府と連携外国大学院との協議により、協定書等に定めるものとする。

第12条 最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

第13条 調査委員は、論文調査及び最終試験を終了したときは、調査及び最終試験の結果の要旨を、文書をもって、学府教授会に報告しなければならない。

第14条 学府教授会は、前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを審査する。

2 前項の審査は、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成があることを必要とする。

(審査結果の報告)

第15条 学府教授会が前条の審査について議決したときは、学府長は、その結果をもって総長に報告しなければならない。

(論文提出による博士)

第16条 第5条に定めるもののほか、博士の学位授与は、本学大学院の学府の行う論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の学府の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）をされた者に対し行うことができる。

2 第8条第3項ただし書に規定する者が、退学の上、同項ただし書に定める期間を経過した後に論文を提出した場合も、前項の例による。

3 前2項により博士の学位を請求しようとする者は、学位論文と学位申請書に、論文目録、論文要旨及び履歴書各1通並びに総長が定める審査手数料を添え、その申請に応じた学府長に提出しなければならない。

4 既納の審査手数料は、返還しない。

5 第9条の規定は、第3項の規定による学位の請求に準用する。

第17条 学府長は、前条による論文を受理したときは、学府教授会に学位を授与すべきか否かの審査

を付託するものとする。

2 学府教授会は、調査委員を定めて、その論文の調査及び学力の確認を行わせる。

3 第10条第2項及び第11条第2項の規定は、前2項の場合に準用する。

第18条 論文の調査にあたっては、原則として試験を行う。

2 試験は、論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

第19条 学力の確認は、試問による。

2 試問は、口頭又は筆答によるものとし、専攻分野に関し本学大学院の学府の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。この場合、外国語を課すものとし、その種類は、各学府教授会において定める。

3 第1項の規定にかかわらず、十分な研究歴と顕著な研究業績を有する者については、試問以外の方法により学力の確認を行うことができる。

第20条 前2条の規定による論文の調査及び学力の確認の結果の取扱いについては、第13条から第15条までの規定を準用する。

(専門職学位の授与)

第21条 専門職学位の授与に関して必要な事項は、専門職大学院の課程を置く学府の各学府規則で定める。

(学位記の授与)

第22条 総長は、第15条(第20条において準用する場合を含む。)の報告を踏まえ、学位を授与すべきか否かを決定し、博士の学位を授与すべき者に学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

2 総長は、卒業並びに修士課程及び専門職大学院の課程修了の審査結果の報告を踏まえ、学位を授与すべきか否かを決定し、学士若しくは修士の学位又は専門職学位を授与すべき者に学位記を授与する。

(学位授与の報告等)

第23条 総長は、前条第1項により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、所定の様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第24条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学府の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該学府は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

4 第1項及び第2項により論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを、明記しなければならない。ただし、国際連携専攻における論文にあつては、当該国際連携専攻を設ける学府及び連携外国大学院において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。

第25条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「九州大学」と付記しなければならない。ただし、共同教育課程に係る学位にあつては、本学に加え、当該共同教育課程を編成する他の大学の名称を付記するものとし、国際連携教育課程に係る学位にあつては、本学に加え、当該国際連携教育課程を編成する連携外国大学院の名称を付記しなければならない。

(学位の名称)

第26条 第2条の学位（法務博士（専門職）を除く。）を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、学位の名称は、学士にあつては別表第1のとおりとし、修士の学位及び博士の学位にあつては別表第2のとおりとし、専門職学位にあつては、別表第3のとおりとする。

(学位授与の取消)

第27条 本学において学位を授与された者が不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の榮譽を汚辱する行為があつたときは、総長は、教育研究評議会の議を経て、既に与えた学位を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 教育研究評議会において前項の決定を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成があることを必要とする。

3 国際連携専攻において学位を授与された者に係る第1項の審議を行う場合は、連携外国大学院との協議の場における審議を経ていなければならない。

(学位記等の様式)

第28条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。ただし、国際連携教育課程の学位記については、別記様式(8)例を基礎として、当該国際連携教育課程を編成する連携外国大学院との協議により、様式を定めるものとする。

第29条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。ただし国際連携教育課程の学位の授与に関し必要な事項は、当該国際連携教育課程を連携して編成する連携外国大学院との協議により、協定書等に定めるものとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に本学に在学し、平成16年4月1日以降も引き続き在学する者（21世紀プログラムの教育を受ける学生を除く。）については、九州大学学位規則（昭和32年11月19日施行）の規定によるものとする。

3 九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）附則第4項に規定する者に授与する学位記については、第28条の規定にかかわらず、次の様式によるものとする。

【様式は省略】

附 則（平成16年度九大規則203号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第55号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第19号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第118号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第74号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第11号）

1 この規則は、平成22年6月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 平成22年3月31日に九州大学大学院薬学府の修士課程に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者に授与する学位の名称については、この規則による改正後の九州大学学位規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第151号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第113号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第4号）

この規則は、平成24年5月1日から施行し、平成24年3月14日から適用する。

附 則（平成24年度九大規則第35号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第92号）

1 この規則は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学位規則（以下「新規則」という。）第23条の規定は、施行日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3 新規則第24条の規定は、施行日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

4 新規則別記様式の規定は、施行日以後に授与する学位記について適用し、同日前に授与する学位記については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第116号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日までに九州大学大学院比較社会文化学府に入学した者に授与する学位の名称については、この規則による改正後の九州大学学位規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第141号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第54号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第106号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第101号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に九州大学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者に授与する学位の名称については、この規則による改正後の九州大学学位規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年度九大規則第53号）

この規則は、平成31年1月15日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第87号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第33号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第37号）

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第61号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学位規則の第5条により博士課程を修了した者に授与する学位記の様式は、令和3年4月1日に本学大学院博士課程に入学する者から適用し、令和3年3月31日に本学大学院博士課程に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第116号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規則第42号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規則第75号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年度九大規則第60号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年度九大規則第11号）

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学位規則（以下「新規則」という。）は、令和8年4月1日に本学に入学した者から適用し、令和8年3月31日に本学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則別記様式の規定は令和7年10月1日から適用する。

別表第1 (学士の学位)

学 部	学 位 の 名 称
共 創 学 部	学士 (学術)
文 学 部	学士 (文学)
教 育 学 部	学士 (教育学)
法 学 部	学士 (法学)
経 済 学 部	学士 (経済学)
理 学 部	学士 (理学)
医 学 部	学士 (医学) 学士 (生命医科学) 学士 (看護学) 学士 (保健学)
歯 学 部	学士 (歯学)
薬 学 部	学士 (創薬科学) 学士 (薬学)
工 学 部	学士 (工学)
芸 術 工 学 部	学士 (芸術工学)
農 学 部	学士 (農学)

別表第2 (修士の学位及び博士の学位)

学 府	学 位 の 名 称	
	修 士	博 士
人 文 科 学 府	修士 (文学)	博士 (文学)
地 球 社 会 統 合 科 学 府	修士 (学術) 修士 (理学)	博士 (学術) 博士 (理学)
人間環境学府 (臨床実践心理学専攻を除く。)	修士 (人間環境学) 修士 (文学) 修士 (教育学) 修士 (心理学) 修士 (工学)	博士 (人間環境学) 博士 (文学) 博士 (教育学) 博士 (心理学) 博士 (工学)
法 学 府	修士 (法学)	博士 (法学)
経済学府 (産業マネジメント専攻を除く。)	修士 (経済学)	博士 (経済学)
理 学 府	修士 (理学)	博士 (理学)
数 理 学 府	修士 (数理学) 修士 (技術数理学)	博士 (数理学) 博士 (機能数理学)
シ ス テ ム 生 命 科 学 府	修士 (システム生命科学) 修士 (理学) 修士 (工学) 修士 (情報科学)	
医学系学府 (医療経営・管理学専攻を除く。)	修士 (医科学) 修士 (看護学) 修士 (保健学)	博士 (医学) 博士 (看護学) 博士 (保健学)
歯 学 府	修士 (口腔科学)	博士 (歯学) 博士 (臨床歯学) 博士 (学術)

学 府	学 位 の 名 称	
	修 士	博 士
薬 学 府	修士 (創薬科学)	博士 (創薬科学) 博士 (臨床薬学)
工 学 府	修士 (工学)	博士 (工学)
芸 術 工 学 府	修士 (芸術工学) 修士 (デザインストラテジー)	博士 (芸術工学) 博士 (工学)
シ ス テ ム 情 報 科 学 府	修士 (情報科学) 修士 (理学) 修士 (工学) 修士 (学術)	博士 (情報工学) 博士 (理学) 博士 (工学) 博士 (学術)
総 合 理 工 学 府	修士 (理学) 修士 (工学) 修士 (学術)	博士 (理学) 博士 (工学) 博士 (学術)
生 物 資 源 環 境 科 学 府	修士 (農学)	博士 (農学)
統 合 新 領 域 学 府	修士 (感性学) 修士 (芸術工学) 修士 (工学) 修士 (オートモーティブサイエンス) 修士 (ライブラリーサイエンス) 修士 (学術)	博士 (感性学) 博士 (芸術工学) 博士 (工学) 博士 (オートモーティブサイエンス) 博士 (ライブラリーサイエンス) 博士 (学術)
マス・フォア・イノベーション関係学府	修士 (数理学) 修士 (技術数理学) 修士 (情報科学) 修士 (理学) 修士 (工学) 修士 (学術) 修士 (経済学)	博士 (数理学) 博士 (機能数理学) 博士 (情報科学) 博士 (理学) 博士 (工学) 博士 (学術) 博士 (経済学)
人 文 情 報 連 係 学 府	修士 (人文情報学)	

別表第3 (専門職学位)

専 門 職 大 学 院	学 位 の 名 称
人間環境学府実践臨床心理学専攻	臨床心理修士 (専門職)
経済学府産業マネジメント専攻	経営修士 (専門職)
医学系学府医療経営・管理学専攻	医療経営・管理学修士 (専門職)
法 科 大 学 院 (法務学府実務法学専攻)	法務博士 (専門職)

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の九州大学学位規則 (以下「新規則」という。) は、令和8年4月1日に本学に入学した者から適用し、令和8年3月31日に本学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、新規則別記様式の規定は令和7年10月1日から適用する。

3. 九州大学法科大学院規則

平成16年度九大規則第122号

制 定：平成16年4月1日

(趣 旨)

第1条 この規則は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号。以下「通則」という。）及び九州大学学位規則（平成16年度九大規則第86号）により各学府規則において定めるように規定されている事項その他法科大学院の教育に関し必要と認める事項について定めるものとする。

2 前項の法科大学院は、法務学府をいう。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本法科大学院は、人間に対する温かい眼差しを持ちつつ、いかなる場面でも、人や社会の要請に的確に応えることができ、自律した総合的判断を行うことができる能力を身に付けた法律実務家となる人材を組織的に養成する。

第1条の3 通則第52条の2の規定に基づき、法科大学院に教育課程連携協議会を置く。

(教育課程連携協議会の組織)

第1条の4 教育課程連携協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 本学の教員のうちから総長が指名する者

(2) 法科大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの

(3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

(4) 本学の教員その他の職員以外の者であって、総長が必要と認めるもの

2 前項の構成員の過半数は、前項第2号から第4号までの者で構成するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(教育課程連携協議会の審議事項等)

第1条の5 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、総長に意見を述べるものとする。

(1) 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

(2) 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(入学資格)

第2条 法科大学院の専門職学位課程に入学することのできる者は、通則第10条のとおりとする。

(入学者の選抜)

第3条 入学を志願する者に対する考査は、志望理由書及び成績証明書並びに論文試験、面接試験そ

の他法科大学院の定める資料を総合して行うものとする。

- 2 入学者の選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとし、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。
- 3 入学者の選抜に当たっては、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合について一定の配慮をするものとする。

(学 期)

第4条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項に定める各学期の授業期間は、別に定める。

(授業の方法等)

第5条 法科大学院の教育は、授業科目の授業その他の教育課程の履修によって行うものとする。

- 2 法科大学院は、前項の授業科目の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。この場合において、多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。
- 3 法科大学院は、第1項の授業科目の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(授業科目、単位、履修方法及び試験)

第6条 授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

- 2 単位計算の基準は、講義及び演習については15時間をもって1単位、実習については30時間をもって1単位とする。
- 3 第1項に定めるもののほか、臨時に開設する授業科目は、その都度、法科大学院の教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、法科大学院長が別に定める。

第7条 学生は、法律基本科目群の授業科目64単位、法律実務基礎科目群の授業科目のうち必修科目10単位、法律実務基礎科目群の授業科目のうち選択必修科目から2単位以上、基礎法学・隣接科目群の授業科目のうちから4単位以上、展開・先端科目群の授業科目のうちから12単位以上（1群から4単位以上を含む。）並びに科目群に関係なくそのほかの授業科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。

- 2 法科大学院において、教育上有益と認めるときは、他の専攻若しくは大学院基幹教育若しくは学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して履修させることができる。

第8条 学生は、履修しようとする授業科目の選定について、担当教員の指示に従うものとする。

- 2 学生は、各学期の始めに、履修しようとする授業科目を、法科大学院長に届け出なければならない。

第9条 各授業科目の成績の評価は、その授業担任者が行う。

- 2 各授業科目の単位修得の認定は、法科大学院長が行う。
- 3 前項の認定の方法については、教授会の議を経るものとする。

第10条 単位修得の認定のため筆記試験等を行うときは、試験等の期日その他につき、あらかじめ公示する。

(成績)

第11条 各授業科目の成績は、S、A、B、C及びFの5種のいずれかの評語をもってあらわし、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

2 合格した授業科目については、本学府教授会の議を経て、所定の単位を与える。

(成績評価基準等の明示等)

第12条 法科大学院長は、学生に対して、授業の方法及び内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第13条 法科大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を別表第2のとおりとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第14条 法科大学院長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の限度)

第15条 前条、次条、第19条第1項及び第21条第3項の規定により法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、通則第15条及び第17条の規定の転学等の場合を除き、合わせて33単位を超えないものとする。

ただし、認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると法科大学院が認める者（以下「認定学生」という。）について法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて49単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第16条 法科大学院長は、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。）を、法科大学院に入学した後法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条の2 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を法科大学院長に申し出たときは、教授会の議を経て法科大学院長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(修了要件)

第17条 法科大学院の専門職学位課程の修了の要件は、専門職学位課程に3年以上在学し、96単位以上を修得することとする。

(在学期間の短縮)

第18条 法科大学院は、第16条の規定により、法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第67条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り)を法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(法学既修者)

第19条 法科大学院は、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第17条に規定する在学期間については1年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については、法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年とする。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位は、1年次相当の法律基本科目群の授業科目32単位とする。

4 前項の規定にかかわらず、認定学生について修得したものとみなすことのできる単位は、前項の単位のほか、別に定める基礎法学・隣接科目群の授業科目の単位とする。ただし、前項の単位と合わせて49単位を超えないものとする。

(進級制)

第20条 2年次への進級は、別表第3に掲げる単位数を修得し、かつ、1年次相当の法律基本科目のグレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。)が所定の基準を超えるとともに、共通到達度確認試験において所定の成績を収めた場合に認める。

2 3年次及び法学既修者の次年次への進級は、別表第3に掲げる単位数を修得し、かつ、2年次相当の法律基本科目、民事裁判実務及び刑事訴訟実務のGPAが1.5以上である場合に認める。

3 GPAは、履修登録した科目の5段階の科目成績を4から0までの点数(グレード・ポイント。以下「GP」という。)に置き換えて算出する1単位当たりの科目成績平均値とし、次の計算式によって計算する。

$$GPA = \frac{[(\text{科目で得たGP}) \times (\text{科目の単位数})] \text{の総和}}{\text{算出対象となる科目の単位数の総和}}$$
(小数点第3位以下切捨て)

4 成績の評語に対するGPは、次のとおりとする。

- | | | | |
|-----|---|------------|--------|
| (1) | S | (90点～100点) | GP = 4 |
| (2) | A | (80点～ 89点) | GP = 3 |
| (3) | B | (70点～ 79点) | GP = 2 |
| (4) | C | (60点～ 69点) | GP = 1 |

(5) F (59点以下) GP=0

5 第1項及び第2項に規定する科目のうち履修登録しなかった科目の成績は、Fとして取り扱う。

6 進級できなかった場合、法律基本科目群の授業科目、民事裁判実務及び刑事訴訟実務のうち、科目成績S又はAをとれなかった科目の単位は、無効とする。

(留 学)

第21条 留学を志望する法科大学院の学生は、書面をもって法科大学院長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第17条の課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。

3 第14条第1項の規定は、法科大学院の学生が留学する場合について準用する。この場合において、同条中「他の大学院」とあるのは、「外国の大学院」と読み替えるものとする。

(科目等履修生)

第22条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則（平成16年度九大規則第91号）第2条第2項及び第3項に定めるところによる。

第23条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、法科大学院長に願い出なければならない。

2 法科大学院長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願い出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第24条 科目等履修生の履修した授業科目については、試験により所定の単位を与える。

2 前項の単位の授与については、第9条から第11条までの規定を準用する。

第25条 法科大学院長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

(雑 則)

第26条 この規則その他の規則等に定めるもののほか、法科大学院の校務について必要な事項は、教授会の議を経て、法科大学院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大規則第216号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第77号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第146号）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学法科大学院規則第6条第1項、第7条第1項及び別表第1の規定は、平成19年4月1日以降に本法科大学院に入学する者から適用し、平成19年3月31日に本法科大学院に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年度九大規則第41号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第94号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第4号）

この規則は、平成20年4月17日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第90号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則別表1の規定は、平成21年度に本学府に入学した者から適用し、平成21年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年度九大規則第93号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則は、平成22年度に本学府に入学する者から適用し、平成22年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第109号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則は、平成23年度に本学府に入学する者から適用し、平成23年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年度九大規則第128号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則は、平成24年度に本学府に入学する者から適用し、平成24年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第7号）

- 1 この規則は、平成25年5月17日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則は、平成22年度から平成25年度までに本法科大学院に入学した者に適用し、平成22年3月31日に本法科大学院に在学し、平成26年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第137号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則（以下「新規則」という。）は、平成26年度に本法科大学院に入学する者から適用し、平成26年3月31日に本法科大学院に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則のうち長期にわたる教育課程の履修に係る規定は、平成26年4月1日に本法科大学院に在学する者に適用する。

附 則（平成26年度九大規則第163号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則第7条第1項、第15条、第17条、第19条、第20条、別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、平成27年度に本法科大学院に入学する者から適用し、平成27年3月31日に本法科大学院に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年度九大規則第69号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則は、平成28年度に本法科大学院に入学する者から適用し、平成28年3月31日に本法科大学院に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年度九大規則第129号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則別表第1の規定は、平成29年4月1日に本法科大学院に入学する者から適用し、平成29年3月31日に本法科大学院に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年度九大規則第124号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則は、平成30年4月1日に本法科大学院に入学する者から適用し、平成30年3月31日に本法科大学院に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年度九大規則第108号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則は、平成31年4月1日に本法科大学院に入学する者から適用し、平成31年3月31日に本法科大学院に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和元年度九大規則第58号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則は、令和2年4月1日に本法科大学院に入学する者から適用し、令和2年3月31日に本法科大学院に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年度九大規則第98号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則は、令和3年4月1日に本法科大学院に入学する者から適用し、令和3年3月31日に本法科大学院に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第99号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則は、令和4年4月1日に本法科大学院に入学する者から適用し、令和4年3月31日に本法科大学院に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年度九大規則第61号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則は、令和5年4月1日に本法科大学院に入学する者から適用し、令和5年3月31日に本法科大学院に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年度九大規則第64号）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学法科大学院規則は、令和6年3月31日に本法科大学院に在学し、同年4月1日以降も引き続き本法科大学院に在学する者にも適用する。

別表第1 (授業科目及び単位数) 実務法学専攻

授 業 科 目	単 位 数
法 律 基 本 科 目 群	
(基礎科目)	
基 礎 憲 法 I	2単位
基 礎 憲 法 II	2単位
基 礎 行 政 法	2単位
基 礎 民 法 I	2単位
基 礎 民 法 II	2単位
基 礎 民 法 III	2単位
基 礎 民 法 IV	2単位
基 礎 民 事 訴 訟 法 I	2単位
基 礎 民 事 訴 訟 法 II	2単位
基 礎 商 法 I	2単位
基 礎 商 法 II	2単位
基 礎 刑 法 I	2単位
基 礎 刑 法 II	2単位
基 礎 刑 事 訴 訟 法 I	2単位
基 礎 刑 事 訴 訟 法 II	2単位
家 族 法	2単位
(応用科目)	
応 用 憲 法 I	2単位
応 用 憲 法 II	2単位
応 用 行 政 法 I	2単位
応 用 行 政 法 II	2単位
応 用 民 法 I	2単位
応 用 民 法 II	2単位
応 用 民 法 III	2単位
応 用 民 事 訴 訟 法	2単位
応 用 商 法 I	2単位
応 用 商 法 II	2単位
応 用 刑 法 I	2単位
応 用 刑 法 II	2単位
応 用 刑 事 訴 訟 法	2単位
公 法 総 合 演 習	2単位
民 事 法 総 合 演 習	2単位
刑 事 法 総 合 演 習	2単位

授 業 科 目	単 位 数
法 律 実 務 基 礎 科 目 群	
(必修科目)	
民 事 裁 判 実 務	2単位
刑 事 訴 訟 実 務	2単位
法 曹 倫 理	2単位
模 擬 裁 判	2単位
実 務 総 合 演 習 I	1単位
実 務 総 合 演 習 II	1単位
(選択必修科目)	
ロイヤリング・法交渉	2単位
リーガル・クリニック	2単位
エクスターンシップ I	1単位
エクスターンシップ II	1単位
要 件 事 実 論	2単位
基 礎 法 学 ・ 隣 接 科 目 群	
現 代 法 哲 学	2単位
歴 史 と 法	2単位
法 と 政 治	2単位
行 政 学	2単位
紛 争 解 決 の 心 理 学	2単位
法 社 会 学	2単位
外 国 法	2単位
外 国 語 文 献 講 読 I	2単位
外 国 語 文 献 講 読 II	2単位
展 開 ・ 先 端 科 目 群	
(I群 ※司法試験選択科目)	
倒 産 法	2単位
倒 産 法 実 務	2単位
税 財 政 と 法	2単位
経 済 法	2単位
知 的 財 産 と 法	2単位
知 的 財 産 紛 争 処 理	2単位
労 働 と 法	2単位
労 働 紛 争 処 理	2単位
労 働 法 実 務	2単位
環 境 法	2単位
国 際 法	2単位
国 際 私 法 I	2単位

授 業 科 目	単 位 数
国 際 私 法 II	2単位
(II群)	
社 会 保 障 法	2単位
民 事 執 行 法・民 事 保 全 法	2単位
少 年 法	2単位
刑 事 処 遇 論	2単位
契 約 実 務	2単位
ジ ェ ン ダ ー と 法	2単位
紛 争 管 理 と 調 停 技 法 I	2単位
紛 争 管 理 と 調 停 技 法 II	2単位
イ ン タ ー ネ ッ ト と 法	2単位
国 際 弁 護 士 実 務	2単位
自 治 体 法 務	2単位

別表第2(履修科目の登録の上限)

1年次	2年次	3年次
38単位	36単位	40単位
法学既修者の1年次における上限は、36単位、2年次における上限は、40単位とする。		

別表第3(進級制)

2年次への進級	取得単位 32単位以上
3年次への進級	取得単位 60単位以上
法学既修者は、次年次への進級は取得単位28単位以上とする。	

4. 法科大学院図書規則

平成16年4月1日施行
平成29年9月6日教授会改正
令和2年1月22日教授会改正
令和5年2月15日教授会改正

第1章 総則

(図書室の任務)

第1条 法科大学院図書室（以下「図書室」という。）は、図書室備え付けの図書、本学附属図書館及びその他の図書館備え付けの図書であって図書室が借用した図書、並びにその他雑誌・資料等の管理を行う。

(図書の利用資格)

第2条 図書室の図書は、この規則の定めるところにより、何人も利用することができる。

2 図書室の図書の利用資格区分は次のとおりとする。

- (1) 法科大学院の教授，准教授，助教及び非常勤講師，並びに法学研究院の教授，准教授，助教及び非常勤講師
- (2) 法科大学院生，法務研究員，科目等履修生及び聴講生
- (3) 法科大学院及び法学研究院の名誉教授
- (4) 法学研究院の招へい外国人学者，招へい外国人共同研究者
- (5) 法学府の学生，研究生，科目等履修生及び聴講生
- (6) 学外者で，所属機関の長の依頼状を提出し法科大学院長の許可を得た者，その他特に法科大学院長の許可を得た者

(図書室貸出カウンターの休業日)

第3条 図書室貸出カウンターの休業日は，次のとおりとする。

- (1) 土曜日，日曜日，国民の祝日及び本学創立記念日
- (2) 法科大学院の入学試験期間
- (3) 1月1日から1月5日まで，3月31日から4月3日まで及び12月27日から12月31日まで
- (4) その他法科大学院長の指定する日

(図書室貸出カウンターの業務時間)

第4条 図書室貸出カウンターは，第3条に定める日を除くほか，毎日午前10時から午後5時まで，貸出業務を行うものとする。

第2章 図書の貸出

(法科大学院及び法学研究院関係者等の借受冊数・期間)

第5条 法科大学院及び法学研究院関係者等が借り受けることができる図書（雑誌を除く）の合計冊数及び借受期間は，以下の範囲内で法科大学院長が定める。

- | | |
|------------------------------|-------------|
| (1) 教授，准教授及び専任講師 | 10冊以内，1月以内 |
| (2) 助教及び非常勤講師 | 10冊以内，2週間以内 |
| (3) 法科大学院生，法務研究員，科目等履修生及び聴講生 | 10冊以内，2週間以内 |

- | | |
|---------------------------------|-------------|
| (4) 法科大学院及び法学研究院の名誉教授 | 3冊以内, 1週間以内 |
| (5) 法学研究院の招へい外国人学者, 招へい外国人共同研究者 | 3冊以内, 1週間以内 |
| (6) 法学府の学生, 研究生, 科目等履修生及び聴講生 | 3冊以内, 1週間以内 |

(学外者等の借受冊数・期間)

第6条 第2条2項(6)に掲げる者が借り受けることができる図書(雑誌を除く)は3冊以内とし, その借受期間は1週間以内とする。

(借受中図書の一時的利用)

第7条 第2条2項の各号に掲げる者は, 他人の借受期間中の図書について, 借受者に支障のない限り, 所定の手続を経て当日に限り一時利用することができる。

(返却請求等)

第8条 法科大学院長は, 必要のある場合, 借受期間中の図書の返却を求め又は点検をすることができる。

(身分の喪失等)

第9条 第5条に掲げる者が借受期間中にその身分を失い又は1年以上の休職若しくは出張をする場合には, その2週間前までに借り受けた図書を返却しなければならない。

(雑誌の一時貸出)

第10条 第2条2項の各号に掲げる者は, 雑誌を当日中に限り, 借り受けることができる。

(貸出禁止図書)

第11条 辞書, 事典, 文献目録, 法令集, 判例集, 年鑑, 新着図書(雑誌を除く)その他法科大学院長が指定する図書は, 貸出しを行わない。

(返却の遅延)

第12条 返却を遅延したときは, 期限超過日数分について, 当該利用者に対し図書及び雑誌の貸出しを停止する。

(転貸の禁止)

第13条 借り受けた図書及び雑誌は, これを他人に転貸してはならない。

第3章 図書の閲覧及び検索, 並びに閲覧スペースの利用

(書架の検索及び図書閲覧スペースの利用)

第14条 第2条2項の各号に掲げる者は, 書架を検索し及び図書閲覧スペースを利用することができる。

2 前項の利用は, 次の時間に行うことができる。

- (1) 六本松施設の利用資格をもつ者(カードキーの保持者) 六本松施設の利用時間内
- (2) 前号に該当しない者 図書室貸出カウンターの業務時間内

第4章 雑 則

(禁止行為)

第15条 図書室では、以下の行為を禁止する。

- (1) 長時間離席しているにも拘らず、閲覧席を占有すること。
- (2) 飲食及び喫煙すること。但し、蓋付きの密閉できる容器に入った飲料（アルコール飲料を除く）のみ、閲覧席での飲用を認める。
- (3) 私語その他、他の利用者に迷惑を及ぼす行為。

2 その他、図書室の利用に際しては、司書及び係員の指示に従わなければならない。

(図書の紛失及び破損)

第16条 利用中の図書又は雑誌につき汚損、破損又は紛失等の事故が生じたときは、利用者は、ただちにその旨を法科大学院長に届け出なければならない。

(紛失等に関する措置)

第17条 利用者が図書を汚損、破損又は紛失等したときは、原本に代わるこれと同一の図書又は法科大学院長の認定する相当の価額をもって弁償しなければならない。

(規則違反に対する処置)

第18条 法科大学院長は、この規則に違反した者に対し、一定の期間にわたり図書室の利用を制限又は禁止し、その他適当な措置をとることができる。

(資料の複写等)

第19条 利用者は、教育、研究又は調査のため、図書室の資料を複写することができる。ただし、貴重図書については、複写を許可しないことがある。

2 前項の場合において、複写に係る著作権についての一切の責任は、利用者が負うものとする。

附 則（平成29年9月6日改正）

この規則の改正は、平成29年10月1日から施行する。なお、改正に伴い、法科大学院図書利用細則、法科大学院新着雑誌利用規則及び法科大学院複写機使用規程は廃止する。

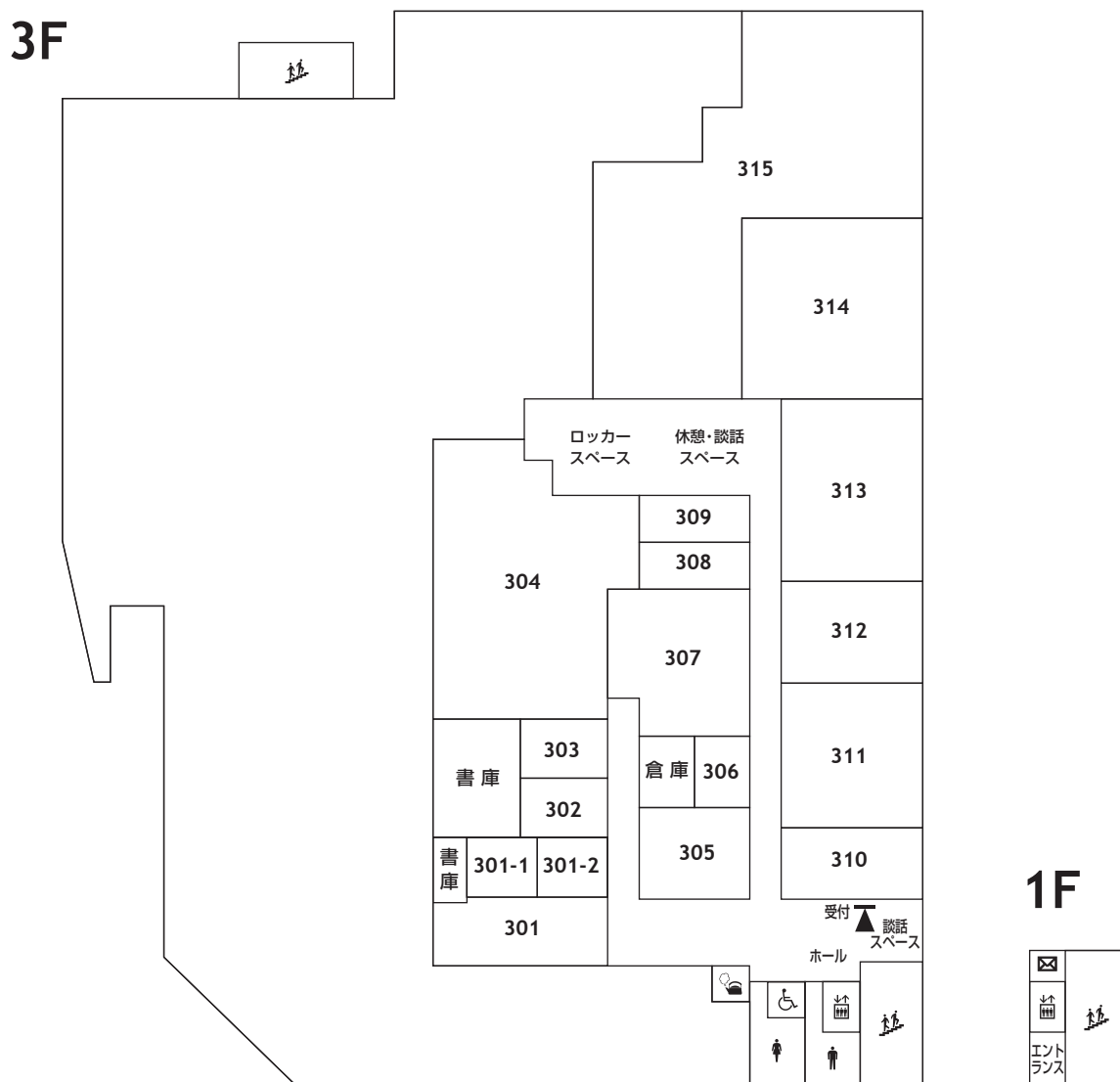
附 則（令和2年1月22日改正）

この規則の改正は、令和2年2月1日から施行する。

附 則（令和5年2月15日改正）

この規則の改正は、令和5年3月1日から施行する。

5. 九州大学法科大学院平面図



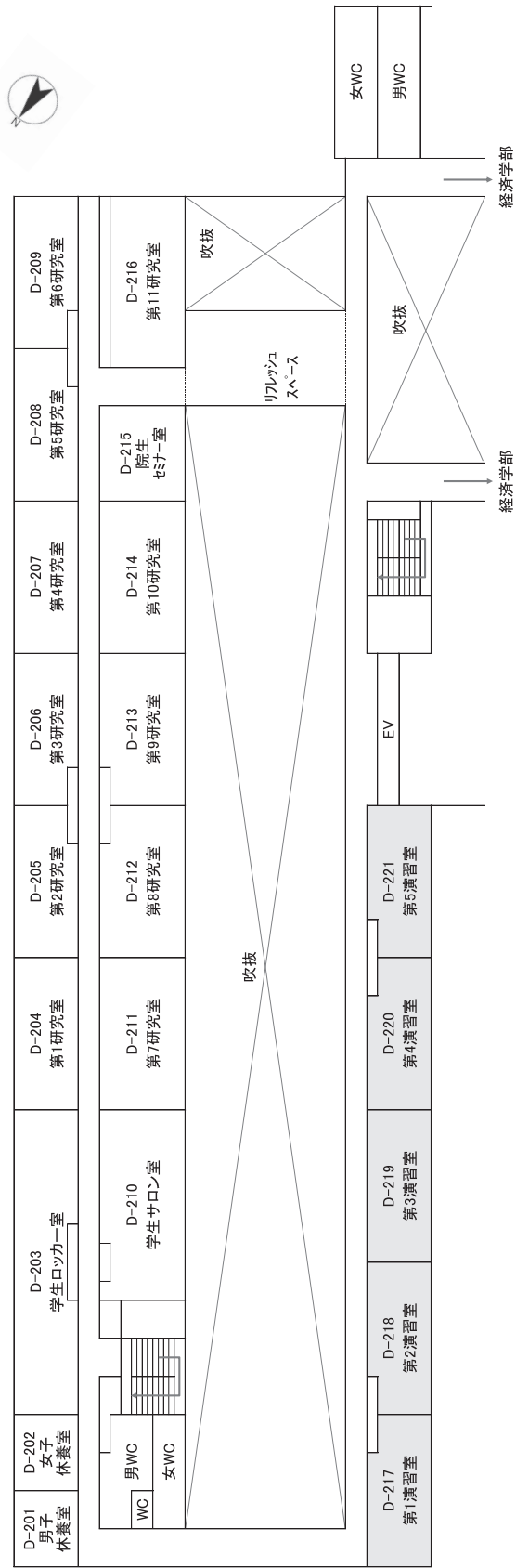
- 301** 弁護士法人九州リーガル・
クリニック法律事務所
Kyushu Legal Clinic Law Office
九州大学 法科大学院附属
リーガル・クリニック・センター
Legal Clinic Center
- 301-1** リーガル・クリニック室1
Legal Clinic Room 1
- 301-2** リーガル・クリニック室2
Legal Clinic Room 2
- 302** 相談室1
Counseling Room 1
- 303** 相談室2
Counseling Room 2

- 304** 図書室
Library
- 305** 九大六本松記念室
Conference Room
- 306** 休養室
Resting Room
- 307** 教員室
Staff Room
- 308** 個別指導室1
Tutorial Room 1
- 309** 個別指導室2
Tutorial Room 2
- 310** 事務室
Office Room

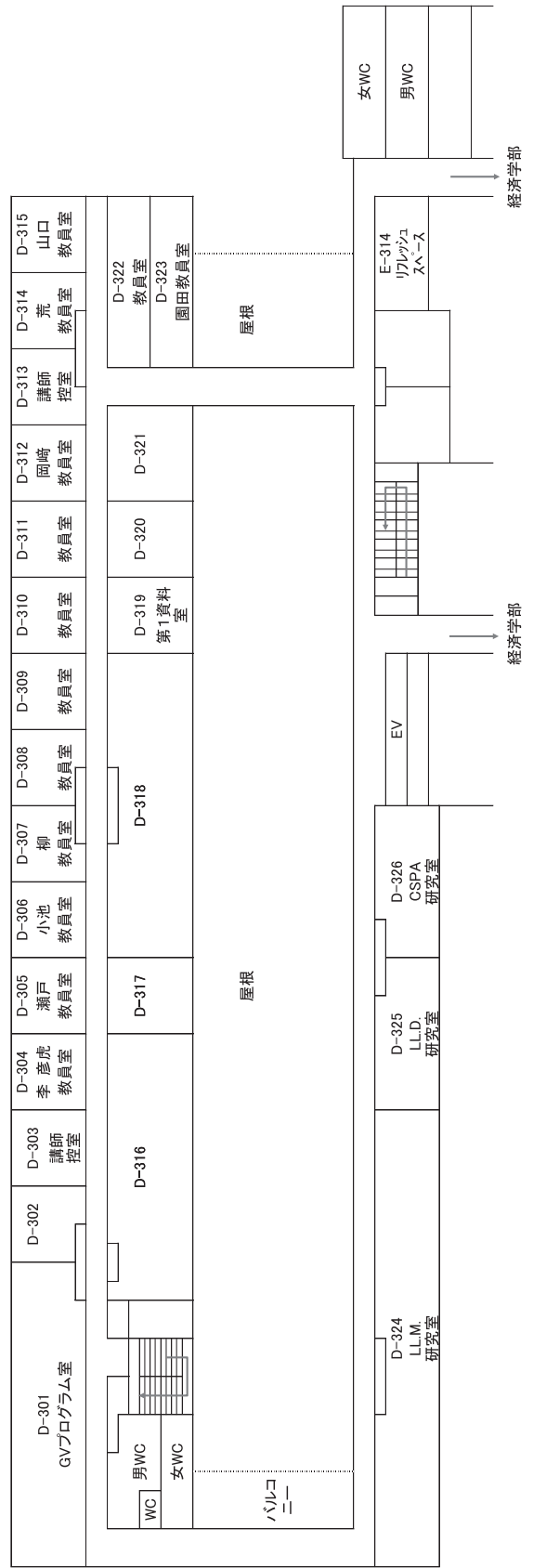
- 311** 講義室1
Lecture Room 1
- 312** 講義室2
Lecture Room 2
- 313** 法廷教室
Moot Court
- 314** 演習室
Seminar Room
- 315** 学修室
Study Room

2階

演習室



3階



7. 2026年度九州大学法科大学院学年暦

事 項	期 日 等
入学式(全学)	4月3日(金)
入学記念式典(法科大学院)	同上
オリエンテーション	同上
前期授業開始	4月6日(月)
学生定期健康診断	4月2日(木)～24日(金) Web問診後, 事前予約してから受診のこと
前期授業終了	7月24日(金)
前期補講期間	7月27日(月)～30日(木)
前期試験期間	6月3日(水)～6月19日(金) ※3年次必修科目2科目のみ 7月31日(金)～8月7日(金) ※土日祝を除く
夏季休業	8月8日(土)～9月24日(木)
前期試験追試期間	8月10日(月)～17日(月) ※土日祝を除く
集中講義・臨床授業	
秋季学位記授与式・伝達式	9月25日(金)
後期授業開始	9月25日(金) ※9月25日(金)は火曜日の授業を行う
大学祭	10月30日(金)～11月2日(月) ※10月30日(金), 31日(土), 11月2日(月)は授業を行う
冬季休業	12月29日(火)～1月5日(火)
共通到達度確認試験	1月10日(日)
後期授業終了	1月25日(月)
後期補講期間	12月28日(月), 1月15日(金), 26日(火), 27日(水)
後期試験期間	1月28日(木)～2月4日(木) ※土日祝を除く
春季休業	2月5日(金)～3月31日(水)
後期試験追試期間	2月5日(金)～12日(金) ※土日祝を除く
春季学位記授与式・伝達式	3月25日(木)

[健康診断日程]

1・2・3年(在學生) 4月2日(木)～24日(金) Web問診後, 事前予約してから受診のこと。
1年(新入生) 同上

[振替授業・その他]

[前 期]

4月7日(火)は水曜日の授業を行う。
4月30日(木)は水曜日の授業を行う。
5月1日(金)は火曜日の授業を行う。
5月8日(金)は火曜日の授業を行う。
6月9日(火)は金曜日の授業を行う。
7月22日(水)は月曜日の授業を行う。

7月27日(月)～30日(木)は補講を行うことがある。

[後 期]

9月25日(金)は火曜日の授業を行う。
9月28日(月)は木曜日の授業を行う。
11月5日(木)は月曜日の授業を行う。
11月26日(木)は月曜日の授業を行う。
12月25日(金)は火曜日の授業を行う。
1月12日(火)は月曜日の授業を行う。
1月13日(水)は金曜日の授業を行う。

12月28日(月), 1月15日(金), 26日(火), 27日(水)は補講を行うことがある。

8. 2026年度九州大学法科大学院授業日程

2026年 4月(APR)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3※	4
5	6	7 (水*1)	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30 (水*2)		

29日昭和の日

2026年 5月(MAY)						
日	月	火	水	木	金	土
					1 (火*3)	2
3	4	5	6	7	8 (火*4)	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

3日憲法記念日, 4日みどりの日, 5日こどもの日, 6日振替休日

2026年 6月(JUN)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9 (金*5)	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

2026年 7月(JUL)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22 (月*6)	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

20日海の日

2026年 8月(AUG)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11日山の日

健康診断受診 4月2日(木)～24日(金)

入学式(全日休講) 4月3日(金)

全学入学式 10時～10時20分

LS入学記念式典 14時～14時30分

LS記念講演 14時30分～15時

オリエンテーション 15時15分～17時

授業開始 4月6日(月)

*1 4月7日(火)は水曜日の授業を行う

*2 4月30日(木)は水曜日の授業を行う

*3 5月1日(金)は火曜日の授業を行う

*4 5月8日(金)は火曜日の授業を行う

*5 6月9日(火)は金曜日の授業を行う

↑司法試験 7月15日(水), 16日(木), 18日(土), 19日(日)

*6 7月22日(水)は月曜日の授業を行う

授業終了 7月24日(金)

7月27日(月)～30日(木)は補講を行うことがある

前期定期試験 7月31日(金)～8月7日(金) ※土日祝除く

前期追試期間 8月10日(月)～8月17日(月) ※土日祝除く

参考: 九大8月12日(水)～14日(金)夏季における業務の一斉休止

←リーガル・クリニック 8月18日(火)～9月18日(金)で個別に調整

←エクスターンシップ

←エクスターンシップ

入学式, 学位授与式

授業実施日

補講実施日

他の曜日の授業を振り替えて行う日

試験実施日

追試実施日

2026年 9月(SEP)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25(火*7)	26
27	28(木*8)	29	30			

21日敬老の日, 22日国民の休日, 23日秋分の日

←エクスターンシップ

※秋季学位記授与式 9月25日(金)

授業開始 9月25日(金)

*7 9月25日(金)は火曜日の授業を行う

*8 9月28日(月)は木曜日の授業を行う

2026年 10月(OCT)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

12日スポーツの日

※10月30日(金), 31日(土), 11月2日(月)はLSは授業を行う(九大祭の為, 全学は休講)

2026年 11月(NOV)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5(月*9)	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26(月*10)	27	28
29	30					

3日文化の日, 23日勤労感謝の日

*9 11月5日(木)は月曜日の授業を行う

*10 11月26日(木)は月曜日の授業を行う

2026年 12月(DEC)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25(火*11)	26
27	28	29	30	31		

(年末)授業終了 12月25日(金)

*11 12月25日(金)は火曜日の授業を行う

12月28日(月)は補講を行うことがある

2027年 1月(JAN)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12(月*12)	13(金*13)	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1日元日, 11日成人の日

(年始)授業開始 1月6日(水)

共通到達度確認試験 1月10日(日)

*12 1月12日(火)は月曜日の授業を行う

*13 1月13日(水)は金曜日の授業を行う

授業終了 1月25日(月)

1月15日(金), 26日(火), 27日(水)は補講を行うことがある

2027年 2月(FEB)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

11日建国記念の日, 23日天皇誕生日

後期定期試験 1月28日(木)~2月4日(木) ※土日祝除く

後期追試期間 2月5日(金)~12日(金) ※土日祝除く

←エクスターンシップ

←エクスターンシップ

※2月23日(火)は祝日の為, 別日にもう1日設ける予定

2027年 3月(MAR)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

21日春分の日, 22日振替休日

春季学位記授与式 3月25日(木)

九州大学大学院法務学府
(法科大学院)

住所 〒810-0044
福岡市中央区六本松4丁目2番1号 六本松421
TEL 092-712-0385

九州大学人文社会科学系事務部学務課

住所 〒819-0395
福岡市西区元岡744
TEL 092-802-6374 / FAX 092-802-6396
E-mail jbsensyoku@jimu.kyushu-u.ac.jp

<https://www.law.kyushu-u.ac.jp/lawschool/>

